

(研究調査資料)

最近のロシアの移出入民問題と出入国管理法関係資料 (2)

2002年7月25日付公布の連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法全文および2003年3月1日付ロシア連邦政府承認の命令第256号「ロシア連邦における移民状況管理の諸コンセプト」とロシアの不法移民の面接調査報告ならびに外国人問題をめぐる最近の首都モスクワ市議会内の動向レポと2002年度全連邦各管区内居住外国人市民の就労実態数統計表など

中 村 賢二郎

**Some Materials on the Contemporary Problems
of Migrant Control Policy in Russia (2)**

Kenjiro Nakamura

目 次

解 説

資料 2002年7月25日公布の連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位について」全文

資料 2003年3月1日付ロシア連邦政府承認の命令第256号「ロシア連邦における移民状況管理の諸コンセプト」

資料 ロシアの不法移民の生活条件に関するエリ・プラホフ氏の面接調査報告

資料 外国人問題をめぐる最近の首都モスクワ市議会内の動向に関するバディム・バラバーノフ記者のレポ

資料 2002年度のロシア連邦各管区内外国人市民の就労実態に関する統計表

解 説

ロシア連邦内務省MOIは、2004年2月27日付のインターネット・ニュース (<http://eng.mvdrf.ru/index.php?newsid=207>) として以下のレポをした。

「連邦ロシア国内には、現在約500万人の不法移民がいて、うち約150万人は、法的無資格者であり、その大部分がモスクワ市やモスクワ州内の主要な工業都市周辺を浮遊している。彼らに人気のある地方は、ロシア南部の季節労働者を必要とするスタッフポール、クラスノダル、アストラハン地域である。極東地方もまた、中国人・ベトナム人・朝鮮人にとって人気のある地域である。このため、ロシア国家は、彼らの脱税のせいで約100万乃至200万ドルの国庫損失をこうむっているのである。

昨年度は、約23,000名が不法移民で国外退去処分になり、その大部分は、タジック人・中国人・ベトナム人・ウクライナ人・モルダビア人であった。内務省のプレスの説明では、初犯の被退去処分者には、帰還して就労のチャンスがあるが、2度目となると、行政当局は、彼らを国外追放処分にすると説明した。すなわち、外国人は以下の事項を熟知する必要がある。同様な行動をとり、不法就労者として2度拘留された者は、ロシア連邦刑法典第18条・10項により500乃至1,000ルーブルの罰金を支払わねばならない。更に、移民カード（今年からは車内やどんなチェック・ポイントでも発行された）不所持者は、ロシア国境不法通過罪で罰金を支払わねばならない。いかなる場合も法を犯してはならない。万一就職乃至住宅問題で相談したい場合は、連邦移民局ホットライン（925 - 9885）に電話すれば、詳細な回答に応じます。目下外国人の組織的な不法移民・就労行為にたいして罰則を設けるための刑法典改正を考えており、とりわけ不法就労者の移送・雇用斡旋行為者については、罰金以外にもこれより重い懲役に処することになる。」

以上のロシア連邦移民局報告から判明することは、今日の当局の不法移民規制策の力点が不法移民自身に対してよりも、むしろ彼らをじかに斡旋・移送の媒介をする就労移民斡旋業者（ ）におかれていることに注目したい。

本紀要資料 ロシア連邦内の外国人市民の法的地位法の邦訳全文は、既に本紀要第41号 p.169ページ以下に掲載したイ・エス・ヴィクトロフが「外国人市民の就労面での法的規制と適法性の維持について」(本論稿はhttp://www.takamatsu-u.ac.jp/nlibrary/li_index.htmlで参照可能)のなかでいくつかの特色をあげて詳細に紹介・コメントをしたものの原典であり、今日のプーチン政権が積極的に推進しようとしている移民政策の基本法規である。同基本法規の特徴については、本稿の冒頭に紹介したアンナ・クリツェワ女史の解説のなか

で要約されて述べられているが、ロシアのこれまでのロシア移民法史のなかで既存法とはいかなる点に特性があるかについては、最近刊行の移民法規集¹⁾、2003年刊全503頁にも、なぜかエリチン大統領時代のいくつかの重要関連法規^{訳注}の欠落もあって即断はできないが、邦訳作業中に気付いた点は、上述の就労移民斡旋業者の法的な取扱い方に1つの特色がありはしまいか。ロシア語の「サービスを提供する」とも「世話をする乃至斡旋をする」とも解されるが、前者ならば外国人労働者の労働もサービスに含まれるにせよ法文構成上はむしろ後者に該当すると判断しこれを世話人乃至斡旋業者()と理解したのである。なぜ本新法が斡旋活動について詳しく多く特規した本法第18条で斡旋業者の斡旋活動に力点を置いて、一方では厳しく管理規制策(第18条第5項以下)をとりながら、同時に他方ではその活動を容易にするような保護・奨励策(第5条第3項・第5項、第18条第13項)を採用したのかについては、この点にこそ本法の特色のうちの1つでありはしまいかと考えるのである。

就労斡旋業者として外国人市民にもその営業資格を認め、しかもその滞在期間についても特典を付与しようという当局の本来の意図がどこにあるのか、かつまた、EU法やわが国の派遣労働関係法と比較して被斡旋労働者・斡旋業者・同管理行政機関相互の法関係、民事・労働契約関係の特異性に関しても、また体制移行期に多発した無国籍者・難民・被強制移民の法的処遇の特性についても今後の大いに興味のある検討課題の一つである。

いづれにせよ、本外国人の法的地位法は、加速・拡大しつつある世界労働市場の流動化状況をふまえたプーチン政権下のロシア連邦出入国管理法制の基本法であり、その特性を探るには、ロシア連邦政府の2002年1月25日付の全ロシア国勢調査法の実施にはじまる同年5月31日付新国籍法下のパスポート法規の積極的実施運用問題とも深くかわりをもっている。本法は21世紀初頭のグローバル化に対処する新生ロシアの基本的インフラ法整備に極めて重要な法化政策の要となる立法の1つとして注目しておきたい。

なお、「高松大学紀要」第41号、p.173最終行の「4. 「ロシアの海事裁判所の」とあるのは「ロシア船籍船員の」の誤訳である。 は の被数生格である。

訳注 例えば、ロシア連邦大統領令第2146号の1993年12月16日付「ロシア連邦内での外国人労働力誘致・活用について」(1994年4月29日付のロシア連邦大統領令第847号で一部改正)とか「ロシア連邦における外国人労働力誘致・活用に関する規則」など。

つぎに資料 2003年3月1日付ロシア連邦政府承認の命令第256号「ロシア連邦における移民状況管理の諸コンセプト」

(1 2003 .No 256)

資料 は、ソ連邦崩壊以降ようやくプーチン政権の下で本格的再建期をむかえた今日のロシア連邦の移民状況を21世紀のロシア社会の発展のためより積極的に活用しようとする要となる移民政策とは何か、という課題に答える基本指針を表明したロシア連邦政府の公文書である。崩壊後、経済困難のなか、多くの難民・避難民と失業者をかかえ込み、適正な移住要件となるインフラを欠いた国内移民状況と、多発テロと不法移民の流入する国際環境の分析をもとに、多岐にわたる活動指針を各部門別にわたり示唆した本政府決定は、若干総花的な傾向がみられるとはいえ、今日のロシア連邦政府の移民政策がどのようなコンセプトのもとで実施されようとしているかを考察する貴重な文献である。ただし、本公文書には、資料 で指摘しておいた就労斡旋業に関する問題は、ほとんどふれられていない点は、若干奇異である。各コンセプトについて疑問もあるが、本稿ではとりあげない。なお、本文中にロシア連邦内の難民の減少傾向の指摘があるが、資料 の連邦内務省移民局MOIFMS (Federal Migration Service) の2004年4月23日付の公報ニュースでは、2001年度のロシア連邦内の難民資格取得者数値36,000名が2002年度は18,000名、2003年度は3,100名に激減した、との同局長のIgor Yunash氏のレポがインターネットで発表されていることを述べておく。同数値の減少が、難民の生活実態の改善を意味しないことは、ドイツの例をみても認定基準が厳しくなった点にも原因することに注目しておきたいのである。

なお、本公文書の原典は以下の文献、添付資料である。

2003

近刊書に、以下の文献があり、ようやくこの分野のこの種の本格的な出版物が発行されるようになったことは喜ばしい。

2003

資料 ロシアの不法移民の生活条件に関する調査マンのエリ・ブラホフ記者のレポート

9 - 10, 2004

14 は、法律新聞「バーシエ・プラボ」2004年第9・10合併号の14頁に掲載された内務省移民局の移民担当職員・研究者・移民団体の専門家スタッフにより、ロシ

ア連邦内の6地域内で、不法移民者を対象におこなわれたかなり信頼のおける面接調査レポートである。表題は「永久に居すわるロシアの外国人生活」

これまで500万人もいるといわれている不法移民を直接面接して調査した文献は、それ程多くはないし、参考しうる機会にめぐまれていないわれわれにとっては、これまた簡潔とはいえ貴重な資料であるので、あえて掲載した。なお、関西地方で隔年各に開催される日露極東学術交流会でもシベリア・極東地域の外国人労働者問題に関する報告が若干おこなわれた記憶があるが、不法移民問題については皆無であった。

資料 外国人問題をめぐる最近の首都モスクワ市議会の動向に関するパディム・バラバーノフ記者のレポは、統一労働組合新聞「ソリダールノスチ」2004年第18号5頁下段に掲載された小記事であり、すでに「高松大学紀要」2004年第41号p.183以下に紹介した資料 2003年7月29日付モスクワ政府決定第615号「外来労働者誘致・活用手続規制」をめぐるとの問題——中央労組新聞「ソリダールノスチ」紙の法律顧問エフゲニー・シャルケリ氏の2003年7月29日付モスクワ政府の決定第615号「モスクワ市内への外来労働者の誘致・活用手続」に関するコメント——の続篇資料である。最近のモスクワ市議会内の代議員の政治地図の動向からはじまって、モスクワ市外からやってくる外来労働者のしめ出しを意図した2003年7月29日付のモスクワ市当局の決定第615号が公布されようとしたこれまでの政治的背景が本レポからも若干ではあるが明らかにされる。しかし、こうした保守派の動向の背景には、最近のモスクワ市内での劇場テロとか2004年2月6日の近郊通勤列車内での爆破テロ事件等がひん発する政情不安のあることも推察できるのである。なお、そのこのモスクワ政府の動向は、問題の第615号決定を改訂した政府決定第831号を2003年10月7日付で採択し、既に2004年4月27日には第259号決定「外来労働者導入・活用問題に関する省庁間委員会規程」

を採択済であり、第615号決定内容はインターネットでももはや検索できない現状にある。なお、第259号規程内容およびモスクワ市会議員の所属党派の紹介をひきつづき「高松大学紀要」第43号に掲載予定である。またwww.mos.ruで検索してみたが、モスクワ議会内の治安立法委員会委員長ユーリ・ポポフ氏の所属党派は不明。

資料 2002年度のロシア連邦内就業外国人市民実態にかんする統計表は他の地域と比較

したモスクワ州およびモスクワ市内に居住する外国人市民実数値の圧倒的多数（第4表の1）からも、本問題発生の背景と理由が明らかになる参考資料の一例として掲載しておいた。なお、同表の実数値は登録移民者数値にもとづくものであり、非登録移民者いわゆる不法移民実数値を含むものではないことはいうまでもない。

資料 統計表の原典はすべてロシア連邦国立統計委員会編のものであり、
女史の参加特集したより詳細な以下の別刊の同年度の同一統計表の文献数値とは若干異なっていることに注意したい。

() 編：
2002 2003 . () . 215

資料 2002年7月25日付連邦法第115号

「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位について」

25 2002 . 115 - 3

目 次

1 . アンナ・ケリツェワ女史の解説

2 . 本文

第1章 総則 1条 - 15条

第2章 ロシア連邦内への入国招へい手続 16条 - 19条

第3章 ロシア連邦内の外国人市民の登録 20条 - 25条

第4章 ロシア連邦内に一時滞在・居住する外国人市民数値の測定 26条 - 29条

第5章 ロシア連邦内の滞在・居住外国人市民の管理 30条 - 32条

第6章 本連邦法違反にたいする責任 33条 - 35条

第7章 終則 36条 - 38条

1 . アンナ・ケリツェワ女史の解説

同法全文を掲載した ロシア新聞 2002年7月31日付第140号（3008）11ページ下段に
「他人と仲間になる時」 と題した以下のような「保証人」
会社所属の法律家アンナ・ケリツェワ 女史による新「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法の特色に関する簡潔なコメントを先づ以下に紹介しておく。（準備

助手・イランダ・セミョノワ
のである。

女史)なお、参照条項は訳者の付記したも

「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法は、なによりも先ず第一に旧ソ連邦同盟諸共和国と私たちを明確にするために必要なのである。連邦機関の資料によると、これらの諸共和国からの難民や被強制移民たちの流入が今日のわが国内に500万人以上もの不法移民を発生させ、そのことが社会・経済・犯罪状況を悪化させ、わが国内の経済・政治的安定に否定的な影響をあたえているからである。本法律は、外国人市民の登録手続を整備し、その数値の検討と不法移民の根絶ならびにロシア国内に不法滞在する外国人市民を行政的に退去させるための実効力のあるメカニズムの構築を可能にするものである。

2002年7月25日付の連邦法第115号 ロシア連邦内の外国人市民の法的地位については、まさにロシア連邦内の外国人市民の法的地位を規定すると同時に、外国人市民がロシア連邦内に滞在(居住)してロシア連邦領域内で労働・企業その他の活動をおこなう際に生ずるもろもろの国家権力機関・地方自治機関・権力機関の公務員・外国人市民との諸相互関係をも規定するものである。ただし、他の連邦法が外国人市民に関する規定とは別に、無国籍者のために設定した特別規定を除けば、本法の立法者は、本連邦法の外国人市民のカテゴリーのなかに無国籍者を含めていることに注意しておかねばならない。(第2条第1項6号および同条第2項、第10条第2項参照)

新連邦法は、連邦内外国人市民の滞在について以下の3つの法制度を規定している。1. 一時滞在 2. 一時居住 3. 永住がこれである。(各法概念は第2条第1項参照)本連邦法第5条では、ロシア連邦内の外国人市民の一時滞在期間は、本人に交付されるビザの有効期間内と規定している。ビザ取得を必要としない手続でロシア連邦内に滞在していた外国人市民のロシア連邦内での一時滞在期間は、原則として90日をこえることはできないのである。(第5条第1項参照)しかし、ビザ取得を必要としない手続でロシア連邦内に滞在し、就労斡旋活動をおこなう ために労働契約乃至民事契約を締結した外国人市民のロシア連邦内の一時滞在期間は、本人がロシア連邦内に入国日時を入れて、締結した契約の有効期間まで延長されることになったが、但し1年間をこえてはならないと規定しているのである。(第5条第2項参照)

外国人市民の一時居住は、ロシア連邦政府の認定した割当数値の範囲内で許可されるが、その一時居住許可の有効期間は、原則的には3年間(第6条参照)であるが、ロシア連邦政府の認定した割当数値以外にも、以下のような各種の外国人市民別に一時居住許可が交

付される場合がある。その種類とは、以下の通りである。1．ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国（つまり旧ソ連邦、訳者）の領域内で生れ乃至ロシア国内で生れた者でソビエト社会主義共和国連邦の国籍保持者。2．労働不能者と認定された者で行為能力のある息子乃至娘のいるロシア市民。3．両親のいずれか一方が労働不能者であるロシア連邦市民。4．ロシア連邦内に住居をもつロシア連邦市民と婚姻関係をもつロシア連邦市民。5．ロシア連邦政府の指定した金額をロシア国内に投資した者。6．その他若干の種類の外国人市民がこれに属するのである。（第6条第3項参照）

次に以下の場合には、外国人市民の一時居住は、不許可乃至取消される。1．ロシア連邦の立憲体制の暴力的変革を求める行動その他をしてロシア連邦およびロシア連邦市民の安全に恐れをもたらした場合。2．自らの行動でテロ的な過激な活動を支援した場合。3．過去にロシア国外に行政的移動処分乃至国外追放になった場合。4．偽造・改竄文書の提出乃至虚偽の誤った情報を故意に公表した場合。5．重罪乃至特別な重要犯罪の宣告を受けた者乃至そうした抹消しがたい前科をもつ者。6．ロシア連邦内の滞在・居住制度に違反し、行政責任をとわれた外国人市民。7．労働不能者と認定された場合を別にして、国家の援助なしにロシア連邦内において最低生活費用の範囲内で自己およびその家族を扶養可能なことの証拠を提示できなかった外国人市民。8．入国日より3年以内にロシア連邦法上の事由により住居を所有しない場合。9．永住のためにロシア連邦内より外国に出国した場合。10．6ヶ月以上ロシア連邦領域外に居住した場合。11．一時居住許可の取得のみを理由としてロシア連邦市民と結婚し、裁判所が同結婚を無効とした場合。12．重症の麻薬中毒患者乃至環境を犯すような伝染病患者の場合。（第7条参照）

一時滞在許可期間を経過し、当該外国人市民の申請に正当な法的根拠の存在する場合には、ロシア連邦内の永住権を付与する居住ビザが交付される。外国人市民は居住ビザを取得以前に、一時居住許可にもとづいて、一年以上ロシア国内に居住していなければならない。外国人市民の居住ビザの有効期間は5年間であることに注意しておかねばならない。居住ビザの有効期間を終了した場合は、当該外国人市民の申請によって当該期間は更に5年間延長更新することができる。立法者は居住ビザの有効期間の延長回数を制限していないのである。（第8条参照）居住ビザの交付乃至取消事由に関しては、一時居住許可交付拒否の場合と同一である。（第9条参照）

本連邦法は、入国招待状作成手続、ロシア連邦領土内に入国した外国人市民の登録手続、同領土内の移動手続、外国人市民の選挙権、外国人市民の労働関係への参入条件、外国人

市民が公務員となる手続，兵役関係についてもまた規定を設けている。（第10条・11条・12条・13条・14条・15条参照）

最後に，本連邦法の発効日より1981年6月24日付のソビエト社会主義共和国連邦の連邦法第5152号「ソビエト社会主義共和国連邦内の外国人市民の法的地位について」および同連邦法の施行に関する1981年6月24日付のソビエト社会主義共和国最高会議決定第5153号は，ロシア連邦領域内では失効することになった。

2．2002年7月25日付連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」本文

第1章 総則

第1条 本連邦法の規制対象。本連邦法は，ロシア連邦内の外国人市民の法的地位を規定すると共に，彼らがロシア連邦内に滞在（居住）して，そこで労働・営業その他の活動をおこなう際に発生する外国人市民と国家権力機関・地方自治機関・当該諸機関の公務員との諸関係を規定する。

第2条 基本諸概念

第1項 本連邦法では，以下のような意味の基本的用語が使われる。1．外国人市民
とは，ロシア連邦市民ではなくして，外国人市民であることの証拠（国籍（ ））を所持する自然人をいう。2．無国籍者

とは，ロシア連邦の国籍を所持せず，外国国籍の所持者であることの証明書をも所持していない自然人をいう。3．ロシア連邦への入国招待状

とは，外国人市民に入国ビザ交付の証拠となる書類乃至場合によっては，連邦法とロシア連邦の締結した国際条約上ビザ取得を要しない手続でロシア連邦内に入国する証拠となる書類をいう。4．移民カード

とは，ロシア連邦内に入国する外国人市民を証明する内容のものであり，かつロシア連邦に一時的に滞在・居住する外国人市民の管理に役立つ書類をいう。5．一時居住許可

とは，ロシア連邦内に一時的に居住する外国人市民乃至無国籍者が外国人市民乃至無国籍者であることを証明する文書に記入される型の，または本人を証明する文書を所持していない無国籍者にたいしてロシア連邦が交付する型の文書の居住ビザを取得するまでの間，彼らにロシア連邦内に一時居住する権利を承認することをいう。6．居住ビザ

とは，外国人市民乃至無国籍者がロシア連邦内に永住する権利およびロシア連邦諸国相互間を自由に出入国する権利を確認した文書をいう。

無国籍者に許与される居住ビザは、本人を証明する文書でもある。7. ロシア連邦に合法的に居住する外国人市民とは、有効な居住ビザ、一時居住許可乃至その他外国人市民がロシア連邦内に滞在（居住）する権利を認めさせた連邦法乃至ロシア連邦の締結した国際条約の規定するビザを所持している人物をいう。8. ロシア連邦内に一時滞在する外国人市民とは、ビザを所持し乃至はビザ取得を必要としない手続で、かつまた居住ビザ乃至一時居住許可を所持しないでロシア連邦内に滞在する者をいう。――

9. ロシア連邦内に一時居住する外国人市民とは、一時居住許可を所持した者をいう。10. ロシア連邦内に永住する外国人市民とは、居住ビザを所持した者をいう。11. 外国人市民の労働活動とは、労務遂行に関する労働契約乃至民事契約にもとづいたロシア連邦内で就労斡旋（ ）をおこなう外国人市民の労働活動をいう。12. 外国人労働者とは、ロシア連邦内に一時滞在し、一定の手続のもとで労働活動をおこなう外国人市民をいう。13. 個人企業主として登録をした外国人市民とは、法人を結成しないで個別経営者として活動するロシア連邦に登録済の外国人市民をいう。14. 労働許可とは、ロシア連邦領域内で外国人市民として一時的に労働活動をおこなう権利乃至ロシア連邦内で経営活動をおこなうために個別経営主として登録済の外国人市民の権利を承認した文書をいう。15. 国外退去とは、ロシア連邦内に更に滞在（居住）するための法的根拠を喪失・停止した外国人市民の強制追放をいう。

第2項 本連邦法上の無国籍者については、他の連邦法で外国人市民にかんする特別規制とは別に、外国人市民のカテゴリーに入れる。

第3条 ロシア連邦内の外国人市民の法的地位にかんする立法

ロシア連邦内外国人市民の法的地位にかんする立法は、ロシア連邦憲法に基づき、現行連邦法その他の連邦法から構成される。これらの立法とならんで、ロシア連邦内の外国人市民の法的地位は、ロシア連邦の締結した国際条約によって規定される。

第4条 ロシア連邦内の外国人市民の法的地位の基礎

ロシア連邦内の外国人市民は、連邦法の規定する場合を除いて、ロシア連邦市民と同等の権利を享受し義務をおうものとする。

第5条 外国人市民のロシア連邦内での一時滞在

第1項 ロシア連邦内での外国人市民の一時滞在期間

は、本人に交付されるビザの有効期間とする。ビザの取得を要しない手続でロシア連邦内に滞在する外国人市民の同連邦内での一時滞在期間は、現行連邦法が規定する場合を除いて90日をこえてはならない。

第2項 ロシア連邦内での一時滞者は、本人のビザ指定の期間経過時に滞在期間の延長許可乃至一時居住許可を取得できなかった場合には

ビザの有効期間乃至現行連邦法の規定する期間経過とともにロシア連邦より出国しなければならない。

第3項 ロシア連邦内の外国人市民の一時滞在期間は、本人のロシア連邦入国許可交付当時とは諸条件が変更になるか乃至は状況が存在しなくなった場合には、それに応じて適宜延長乃至短縮される。

第4項 ロシア連邦内の外国人市民の一時滞在・居住期間の延長乃至短縮にかんする決定は、外事問題担当の連邦執行権力機関乃至内務問題担当の連邦執行機関乃至その地域機関がおこなう。

第5項 現行連邦法の要請を順守し、ビザ取得を要せず、就労斡旋の労務遂行にかんする労働契約乃至民事契約締結方式でロシア連邦内に入国した外国人市民のロシア連邦内での一時滞在期間については、締結した契約の有効期間まで延長される。但し、当該外国人市民の入国日を除き、1年をこえてはならない。ロシア連邦内外国人市民の一時滞在期間の延長の決定については、移民カードの点検をおこなう内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関がおこなう。

第6条 ロシア連邦内外国人市民の一時居住

第1項 外国人市民に交付される一時居住許可は、ロシア連邦政府の認定した割当数値の枠内でおこなう。一時居住許可期間は、3年間とする。

第2項 外国人市民にたいする一時居住許可交付の割当数値については、ロシア連邦の当該主体ごとの人口状況と当該主体の外国人市民受入設備の可能性を考慮したロシア連邦各主体の国家権力執行機関の提言にもとづいて、ロシア連邦政府が毎年認可する。

第3項 以下の外国人市民については、ロシア連邦政府の認可した割当数値の枠以外で、一時居住許可が交付される。

1. ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の領土内で出生し、過去にソビエト社会主義共和国の国籍取得者乃至ロシア連邦領域内での出生者 2. 労働不能者と認定され、行為能力のある子女のいるロシア連邦の国籍所持者 3. 労働能力を失ったいづれかの両親のいるロシア連邦の国籍所持者 4. ロシア連邦内に居住場所をもつロシア連邦市民と婚姻関係にある者 5. ロシア連邦内にロシア連邦政府の決定した金額の投資をした者 6. その他ロシア連邦政府の決定した場合。

第4項 内務問題担当の連邦執行機関の地域機関は、同機関に提出されたロシア連邦内に一時的に滞在する外国人市民の申請ならびに同外国人市民の居住する国のロシア連邦外交代表部局乃至領事館に提出した申請を審査し、これについて6ヶ月以内に当該外国人市民に一時居住許可乃至不許可処分をおこなう。

第5項 内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関は、外国人市民の一時居住許可交付申請を審議する際には、保安機関、執達吏部局 税務署、社会保障機関、保健機関、移民部局その他関係機関に照会する。これらの諸機関は、同照会のあった日から2ヶ月以内に当該外国人市民の一時居住許可を交付することに障害となる諸事態の有無を通報する。

第6項 一時居住の不許可処分を受けた外国人市民は、同申請を却下された日から1年以内に、一時居住許可申請を同一手続で再申請する権利をもつ。

第7項 一時居住許可申請書類には、以下の内容の報告をする。氏・名(ロシア語・ラテン語文字で署名)、出生年月日と出生場所、性別、外国籍、許可交付・採択された決定番号とその年月日、許可有効期限、許可を交付した執行権力機関名。

第8項 ロシア連邦政府は、一時居住許可交付申請手続および提出された書類リストを認定する。

第7条 一時滞在許可の交付拒否・取消事由

以下の外国人市民には、一時居住許可を交付せず、本人に交付済の許可も失効になる。

1. 当該外国人市民が、ロシア連邦の立憲制度の根底の暴力的変革に賛同し、その他の行動によりロシア連邦乃至ロシア連邦市民の安全をあやうくさせた場合。2. テロ・過激な行動を計画し、それにたいする資金援助をしてこうした行動を助成乃至実行し、または別行動でテロ的（過激な）行動を支援した場合。3. 一時居住許可の交付申請届提出以前の5年間に、ロシア連邦領域外に行政的移動処分乃至国外退去処分をうけていた場合。4. 摸造乃至偽造文書を提出し、故意に自己に関する不正な情報を報告した場合。5. 重要犯罪乃至重度の特別の犯罪者で再犯のおそれありと認定されていた犯罪を犯し、法的効力のある裁判判決を宣告された場合。6. ロシア連邦共和国内乃至連邦法の認めた領域外で重要犯罪、特別の重要犯罪を犯して、抹消・除去のできない前科のある場合。7. ロシア連邦内の外国人市民の滞在・居住制度を守るためのロシア連邦法に違反して、行政責任を1年間に何回も科せられた場合。8. 外国人市民が労働不能者と認定された場合を除いて、国の援助に依存することなく最低生活費用の枠内でロシア連邦において自己およびその家族メンバーの扶養可能なことを証明した証拠を提示できない場合。9. ロシア連邦内に入国後3年経過するも、ロシア連邦法の規定した事由に基づいて住宅を所有していない場合。10. 他国へ永住目的でロシア連邦を出国した場合。11. 6ヶ月以上ロシア連邦領域外に出国していた場合。12. 一時居住許可の取得の証拠に役立てるために、ロシア人市民と結婚し、裁判所が同婚姻を無効と認定した場合。13. 重症のアルコール中毒患者であるとか、HIV感染症患者ではないことの証明書を所持していない者、または環境に危害をあたえる伝染病患者である場合。ロシア連邦政府は、この種の病気に関する一覧リストおよび感染の有無の認定方式を確定する。

第8条 ロシア連邦内の外国人市民の永住

第1項 居住ビザは、一時居住許可の有効期間内で、外国人市民が同申請をおこなう法的根拠のある場合に交付される。外国人市民の居住ビザ交付申請は、内務問題担当の地域の連邦執行権力機関にたいし一時居住許可の有効期間前の6ヶ月以内におこなう。

第2項 外国人市民は、居住ビザ取得以前に一時居住許可を取得して1年間は、ロシア国内に居住していなければならない。第3項 外国人市民に交付される居住ビザの有効期間は、5年間である。居住ビザの有効期間をすぎると、外国人市民の申請により当該期間は更に5年間延長することができる。居住ビザの有効期間の延長回数は無制限である。第

4項 居住ビザには以下の情報を明記する。姓・名（ロシア語とラテン式アルファベット文字を併記する）生年月日と出生地・性別・外国籍・居住ビザ交付決定の番号と期日・居住ビザの有効期間・同ビザを交付した執行権力機関名およびビザの種類・型式。第5項 居住ビザ交付申請に必要な交付手続・書類一覧表および同ビザの両登録手続については、ロシア連邦政府が確定する。

第9条 居住ビザ交付拒否乃至取消事由

以下の外国人市民の場合は、居住ビザを交付しないし、また取得したビザは失効する。

1．ロシア連邦の憲法体制基盤の暴力的変革を求めた行動その他の行為により連邦ロシアおよびロシア連邦市民の安全に恐れをもたらす場合。2．テロ行為（過激行為）を計画・融資し、同行為の完遂に協力乃至完遂させ乃至その他の同一行動によりテロ（過激な）活動を支援する場合。3．ロシア連邦領域外への行政的移動乃至国外追放になった場合。4．偽造・改ざんした文書の提出乃至故意に自己に関する不正な情報を報告した場合。5．重罪乃至特別重罪乃至再犯の恐れのある犯罪により有効な裁判判決を宣言された場合。6．ロシア連邦領域内で乃至連邦法上認められた同領域外で重罪乃至特別重罪により取消・抹消不可能な判決をうけた場合。7．ロシア連邦内の外国人市民の滞在・居住制度の保障のために設定したロシア連邦の法律違反で年間一度（2乃至それ以上）ならず行政責任上の処分をうけた場合。8．労働不能と認定された外国人市民を除き、国家の援助なしにロシア連邦内で最低生活費の範囲内で自己およびその家族を扶養することのできることを証明書を提示できない場合。9．ロシア連邦内に入国で3年を経過後に、ロシア連邦法の規定する事由により、ロシア連邦内に住居をもたない場合。10．外国に永住目的で、ロシア連邦を出国した場合。11．ロシア連邦領域外に6ヶ月以上在住した場合。12．住居ビザ取得の根拠に役立てる目的で、ロシア連邦市民と婚姻し、同婚姻が裁判所により無効と認定された場合。13．重症のアルコール中毒患者であるとか、HIV感染症患者でないことの証明書を所持しない場合、または環境に危害となる恐れのある伝染病のいずれかの患者である場合。同種の病名の一覧リストおよび同病感染の有無の認定方法については、ロシア連邦政府が確定する。

第10条 ロシア連邦内の外国人市民の身分証明書類

第1項 ロシア連邦内での外国人市民個人を証明する書類は、外国人市民のパスポート乃至外国人市民であることを証明する書類として連邦法の規定乃至ロシア連邦が締結した国際条約によって認められるその他の文書である。

第2項 ロシア連邦内で無国籍者であることを証明する文書とは以下のものである。

1. 無国籍であることを証明する文書として外国が発行し、ロシア連邦が締結した国際条約にしたがって認定した書類。2. 一時居住許可書。3. 居住ビザ。4. 無国籍者を証明する文書として連邦法乃至ロシア連邦の締結した国際条約上認定したその他の書類。

第11条 ロシア連邦領域内の外国人市民の移動

第1項 連邦法上特別来訪許可の必要な領域・組織客体を訪問する場合を除いて、外国人市民は、現行連邦法に従って、本人に交付乃至作成される文書に基いて、ロシア連邦領域内を個人目的乃至業務目的で自由に移動する権利をもつ。外国人市民に特別の入場許可の必要となる地域・組織・客体の一覧表については、ロシア連邦政府が確定する。第2項

ロシア連邦内に一時居住する外国人市民は、一時居住許可をえたロシア連邦領域内の自己の居住場所を自ら志願して変更し乃至当該ロシア連邦領域外に自己の居住場所を選択する権利をもたない。第3項 ロシア連邦内の外国の外交代表部部員および外国領事館職員、ロシア連邦に駐在する外国人記者といったこれらの外国人市民には、第1項の制限規定を除いて、相互原則にもとづいて、ロシア連邦領域内を自由に移動する権利があたえられる。

第12条 外国人市民の選挙権との関係

第1項 ロシア連邦内の外国人市民は、連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関の選挙権・被選挙権をもてないし、ロシア連邦およびロシア連邦構成諸主体のレフレンダムに参加する権利をもてない。第2項 ロシア連邦内に永住する外国人市民は、連邦法の規定する場合と手続にしたがって、地方自治機関への選挙・被選挙権および地方のレフレンダムに参加する権利をもつ。

第13条 外国人市民の労働関係に参加する諸条件

第1項 外国人市民は、連邦法の制限規定を考慮したうえで、自由に自己の労働能力を発揮し、活動と職業の種類を選択する権利、ならびに経営者としての活動と法律上禁止されていないその他の経済活動をなすために、自己のもつ才能と資産を自由に活用する権利をもっている。第2項 雇用主とは、現行連邦法と所定の手続にしたがって、労働契約に基づいて外国人労働者の誘致・活用許可をえたうえで、彼らの労働力を活用する自然人乃至法人である。当該雇用主のうちには、個人経営者として登録した外国人市民も含まれるのである。

。第3項 現

行連邦法上の労務の斡旋業者とは、就労斡旋をおこなうことについて、外国人労働者と民事契約を締結したうえで、所定の手続によって彼らを誘致・活用する許可をえた自然人乃至法人をいうのであり、斡旋業者活動のできる者のうちには個人経営者として登録した外国人市民が含まれる³。

。第4項 雇用主と労働斡旋業者は、外国人労働者の誘致・活用許可をえなければ、外国人労働者を誘致・活用する権限をもたない。外国人市民は労働許可のある場合にしか、労働活動をする⁴。

。但し、同手続は以下の外国人市民には適用されない。

1．ロシア連邦内に永住する者。2．ロシア連邦内に一時居住する者。3．ロシア連邦内にある外交代表部局の職員、外国領事館の職員、国際機関の職員、これらの職員の私宅の従事員。4．外国の生産乃至供給業務をおこなう法人企業の従業員、編集作業員（編集長）、一般のサービス業・保証サービス業を営む施設の従業員、ロシア連邦内に設置された保証期間をおえた技術プラントの修理作業の従事者。5．ロシア連邦内に駐在が公認されたジャーナリスト。6．ロシア連邦内の職業教育施設に所属する休暇中のアルバイト学生。7．ロシア連邦内の職業訓練施設所属の学生で、就学時間外に本人の学習施設内で学習助手として働いている者。8．宗教専門教育施設（精神教育施設）に教授活動のためロシア連邦内に招かれた者を除き、教育施設で講師として活動するためにロシア連邦内に招へいされた者。第5項 ロシア連邦内に一時居住する外国人市民は、一時居住の許可のでたロシア連邦構成主体域外で労働活動をする権利をもたない。

第14条 外国人市民の国家乃至地方自治体当局および個別活動型態との関係

第1項 外国人市民は、以下の諸権利がない。

1．国家公務員乃至地方自治体公務員になること。2．ロシア連邦通商航海法典の規定する制限規定によって、ロシア連邦国旗をかかげて航行する船舶の乗組員の職を代行すること。3．ロシア連邦軍艦乃至商業目的以外で活用するその他の船舶、または国営乃至試験航空機の乗組員になること。4．民間航空機の機長になること。5．ロシア連邦の安全保障関係の活動をおこなう客体・組織に採用されること。同客体と組織名リストは、ロシア連邦政府が決定する。6．連邦法で外国人市民の介入を制限しているその他の活動に参加し職務に就くこと。

第2項 ロシア連邦が50%以上の株乃至持分を所有する資本構成の企業の指導的地位に、外国人市民が交代就任する手続については、ロシア連邦政府が制定する。

第15条 外国人市民の兵役関係

外国人市民は、兵役につくことが認められない。選択式の兵役（
）を志願しても兵役につけない。また一市民として、ロシア連邦の兵力その他の新編成部隊・機関に雇用されない。

第2章 ロシア連邦への入国招待査証作成手続

第16条 ロシア連邦内への入国招待査証作成手続

第1項 ロシア連邦への招待（以下招待と略す）は、外務問題担当の連邦執行権力機関、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至はその地域機関によって交付される。

第2項 同招待状の内容には、以下の事項を記載する。氏名（ロシア語・ラテン語のアルファベットで記入）、生年月日と出生地、招待された本人の国籍、出生国名、本人の居住許可書の交付番号と交付期日、入国目的、ロシア連邦内に滞在予定期間、ロシア連邦内の訪問予定地、招待機関名とその住所乃至名称、招待した自然人の氏名とその住所、招待状交付決定採択年月日とその番号、招待状の有効期限。

第3項 外事問題担当の連邦執行権力機関は、以下の諸機関の申請にもとづいて、招待状を交付する。1．連邦国家権力機関 2．ロシア連邦内の諸外国の外交代表部と領事館
3．ロシア連邦内の国際機関とその代表部およびロシア連邦内にある国際組織付属の諸外国の代表部 4．ロシア連邦構成主体の国家権力機関

第4項 内務問題担当の連邦執行権力機関の地方機関は、以下の申請をうけて、招待状を交付する。1．地方自治機関 2．法人 3．ロシア連邦共和国の市民とロシア連邦内

に永住している外国人市民。

第5項 招待状交付申請と同時に、招待状は外国人市民のロシア連邦内の永住期間中の物質・医療・住宅上の保障を保証する。当該保証提供手続については、ロシア連邦政府が確定する。

第17条 教育施設での研修目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の招待

第1項 教育施設に研修目的でロシア連邦内に入国する外国人市民への招待状は、当該教育施設の申請によって、内務問題を担当する連邦執行権力機関の地域機関が交付する。

第2項 専門教育の教育施設に研修目的で入国を希望する外国人市民への招待状は、当該研修機関が構成上、それにふさわしい種類・形態の教育研修施設を完備している場合には、防衛・国境警備・安全・税務・政府とのつながり、情報・予防・非常事態および天災事故の除去に関する諸問題を担当する連邦執行権力機関の申請にもとづいて、内務問題担当の連邦執行権力機関が交付する。

第3項 研修目的の外国人市民をロシア連邦の自らの施設に招待した教育施設は、以下の事項を保障する。1．当該外国人市民にたいして当該教育施設内で教育をうける可能性を保障すると共に、滞り場所での登録を本人が適時におこなうことを助け、研修終了乃至中断した本人のロシア連邦からの出国を保障する。2．外国人市民が当該教育施設に到着日から3労働日以内に、教育問題担当のロシア連邦主体の執行権力機関にたいして、到着したことを報告する。3．当該教育施設から当該外国人市民が自己の意思で出所した事実を確認した日から3労働日以内に、教育問題担当のロシア連邦主体の執行権力機関、地域の内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関、地域の治安問題担当の連邦執行権力機関の地域機関にたいしてこの情報を報告する。

第18条 労働活動を実現する目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の招待

第1項 就労目的でロシア連邦内に招待入国する外国人市民の割当数値については、関係するロシア連邦構成共和国内の人口構成と当該共和国内の外国人市民受入れの可能性を考慮したロシア連邦共和国の各国家権力執行機関のそれぞれの提案にもとづいて、ロシア連邦政府が毎年それぞれ確定する。ロシア連邦構成主体の国家権力執行機関の上記の提案作成の際には、労働市場状況を考慮する場合は、国内の労働力を優先して活用するという原則に立っておこなう。

第2項 就労目的の外国人市民を受入れるロシア連邦の招待状は、当該雇用主乃至就労斡旋業者の内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関への招待交付申請にもとづ

いて、これらの機関が交付する。就労活動目的の招待状交付申請と同時に連邦機関が招待状を交付した場合には、雇用主乃至労働斡旋業者は内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関乃至同問題担当の連邦執行権力機関にたいして直接以下の書類を提出する。１．外国人労働者の誘致・活用許可証 ２．各外国人労働者の就労許可交付に必要な書類。かくして就労活動目的の招待と共に各外国人労働者の労働許可が雇用主乃至就労斡旋業者に交付されるのである。

第３項 本法第４項に規定する場合を除いて、外国人労働者の誘致・活用許可は、住民の就職問題を担当する連邦執行権力の地域機関との取り決めによって、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関のうちのいずれかによって交付される。

第４項 ただし、ロシア海洋船籍船舶乗組員として外国人市民を誘致・活用に関する許可

については、手続上は、ロシア連邦政府が現行連邦法上の規定にしたがって運輸問題担当の連邦執行権力機関との取決めのある場合は、内務問題担当の連邦執行権力機関が交付することになる。

第５項 ロシア連邦内に一時滞在する外国人市民の就労許可については、雇用主乃至斡旋業者が内務問題担当の連邦執行権力機関内に当該外国人市民がロシア連邦を出国時にもちいるそれぞれの輸送型態の確保に要する資金総額を特別口座に預金するという条件のもとで、内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関が交付する。

第６項 就労許可交付手続および就労許可交付申請と共に提出する書類リストについては、ロシア連邦政府が確定する。

第７項 第５項に規定の預金は、契約期間満了によりロシア連邦を出国したあとに、外国人労働者が出国費用を確認する旅費を証明する文書を提示したうえで、雇用主乃至斡旋業者および個人経営者として登録済の外国人市民に返還される。

第８項 就労目的でロシア連邦内に外国人市民を誘致し、労務を遂行（斡旋援助）のために、新しい労働契約乃至民事契約を締結して外国人労働者を誘致した雇用主乃至斡旋業者は以下の義務をおう。１．外国人労働者の誘致・活用許可証をもつ。２．外国人市民の労働許可証交付を保障する。３．ロシア連邦内の滞在地で外国人市民の登録に必要な書類を提供する。４．自己の登録場所にある税務署に以下の事項を報告する。イ．就労活動のため外国人市民の招待状交付申請日から10日以内に、外国人市民の誘致・活用を考えていること。ロ．外国人市民が就労場所乃至滞在所に到着したこと。ハ．外国人市民に就労

許可証が交付されたこと。ニ．外国人労働者がロシア連邦内で、労務遂行（サービス提供）に関して新しい労働契約乃至民事契約を締結したこと。ホ．外国人労働者の誘致・活用許可証が差止め乃至無効になったこと。ヘ．個人経営者として登録済の外国人市民の労働許可証の効力が差止め乃至無効になったこと。五．労務遂行にかんする労働契約乃至民事契約上の期間経過により当該外国人労働者がロシア連邦を出国することを助成すること。六．現行連邦法上の外国人労働者の誘致・活用手続に違反して採用された外国人市民のロシア連邦の領土外に行政的に退去させるため乃至国外退去のために要する費用を支払うこと。七．労務遂行に関する労働契約乃至民事契約条件に違反とこれらの契約期限前解約について、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関に報告する。八．内務問題担当の連邦執行権力機関およびその地域機関乃至安全問題担当の連邦執行権力機関の地域機関にたいして、外国人労働者が仕事場乃至滞在場所を自発的に退去した報告する。

第9項 外国人市民が以下の行為をした場合には、当該外国人市民には就労許可証が交付されず、内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関によって取消される。一．ロシア連邦の立憲体制の基礎を暴力的に変革し、その他の行為によってロシア連邦乃至ロシア連邦市民の安全を危くした場合。二．テロ行為（過激行為）に資金援助・計画し、同行為の完遂と後援乃至完遂し、同じく他の行為によってテロ（過激な）行為を支援した場合。三．就労許可申請日前の5年間に、ロシア連邦領域外へ行政移動乃至退去処分にあった場合。四．偽造乃至贗造文書を提出乃至故意に自己に関する偽情報を報知した場合。五．重罪乃至特別の重罪乃至重要犯罪、その再犯の恐れありと認定される犯罪によって、法的効力をもつ裁判判決を宣告された場合。六．ロシア連邦内乃至連邦領域外において、重罪乃至連邦法上認められた特別罪の取消乃至抹消しがたい判決をうけた場合。七．ロシア連邦内の外国人市民の滞在・居住制度を保障するためのロシア連邦法に違反し、一年間に一度ならず（2度・3度と）行政責任をとわれた場合。八．永住目的でロシア連邦より外国へ出国した場合。九．ロシア連邦領域外に6ヶ月以上出国していた場合。十．重症のアルコール中毒患者であるとか、HIV感染症患者ではないことの証明書を所持していない者乃至環境に危害をあたえる伝染病患者である場合。ロシア連邦政府は、この種の病名一覧リストおよび病気の有無の認定方式を確定する。

第10項 雇主乃至就労斡旋業者によるロシア連邦より相当の輸送型態をもちいて外国人労働者を出国させるに必要な資金の納入手続ならびにこうした資金の彼らへの返済手続に

については、ロシア連邦政府が確定する。

第11項 雇主乃至就労斡旋業者が現行連邦法に違反した場合には、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関は、個人経営者として登録されている就労斡旋業者に交付した外国人誘致・活用許可証の効力を同業者が所定期間内に当該違反を解消するまで停止することができる。

第12項 雇主乃至就労斡旋業者が違反事実を所定期間内に除去しない場合には、彼らに交付した外国人労働者誘致・活用許可証

および個人経営者として登録した外国人市民に交付した就労許可証は、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関によって失効となる。

第13項 外国人労働者誘致・活用許可証が失効し、雇主乃至就労斡旋業者としての活動が停止になった場合には、外国人労働者は他の雇用主乃至就労斡旋業者と就労許可の有効期間（3ヶ月残されていて、しかも新しい雇用主・斡旋業者に外国人労働者誘致・活用許可のある場合は）が終了するまでの残された期間、新しい労働契約を締結する権利をもつ。

第19条 現行連邦法上適法行為にたいする課税

第1項 以下の件について課税する。

1．外国人市民の一時居住許可交付，同居ビザ交付。2．本法第2条第1項に規定する場合を除き，外国人のロシア連邦内入国許可交付。3．外国人労働者誘致・活用許可交付。4．本法第2条第2項に規定する場合を除き，外国人市民の一時滞在期間の延長。5．ロシア連邦内の居住地乃至滞在地の登録。

第2項 以下の場合には，課税しない。1．国立・公立教育施設に修学目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の招待状の交付。2．慈善活動乃至人道的支援活動上乃至重症・緊急治療の必要上乃至近親者の死亡と関係する事情でロシア連邦内に居住していた外国人市民の一時居住期間の延長。

第3項 本条上の徴収国税金額ならびに支払方法に関しては，連邦法で確定する。

第3章 ロシア連邦内外国人市民の登録

第20条 外国人市民の登録

第1項 ロシア連邦に入国した外国人市民は，ロシア連邦内に到着した日から3労働日以内に，現行連邦法その他の連邦法に規定する手続によって登録する義務をおう。

第2項 18才未満で，両親乃至そのいずれかと共にロシア連邦に入国した未成年者の登

録は、両親（そのうちのいずれか）と共に同時に登録する。

第21条 外国人市民の登録手続

第1項 内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関は、本連邦法第22条および第25条に規定する外国人市民を除き、本連邦法第23条に規定する書類にもとづいてロシア連邦に入国した外国人市民の登録をおこなう。

第2項 ロシア連邦に入国した外国人市民の登録は、内務問題担当の執行権力機関の地域機関に、当該市民本人の執筆した申請書にもとづいて個人的に乃至招待した組織を通じて申請をおこなう。

第3項 ロシア連邦に入国した外国人市民の登録は、ロシア連邦内の滞在地でおこなう。外国人市民がロシア連邦で滞在場所を移動した場合には、新しい滞在地に到着した日から3労働日以内に登録しなければならない。

第4項 ロシア連邦内の一時居住者および永住者は、毎年自己の居住地の内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関に再登録をしなければならない。

第5項 外国の非軍事的船舶の乗組員の一人である外国人市民である船員が下船して、外国の非軍事船舶の寄港に開放したロシア連邦の港湾領域内に当該船員が一時滞在乃至24時間以上滞在する場合には

、これに関するロシア連邦入国について規制監督官庁の許可に関する書類のある場合は、乗組員個人を証明する船員パスポートにもとづいて登録がおこなわれる。

第6項 ロシア連邦に一時滞在期間中に、ロシア連邦に入国のもとになる書類を外国人市民が喪失した場合は、同人に再登録はおこなわれず、当該外国人市民は本人の自筆の同書類喪失届によって交付された臨時の書類を本人が受取った日から10日間以内にロシア連邦から出国する義務がある。

第22条 外交特権・免除特権をもつ外国人市民とその家族構成員の登録

第1項 以下の者は、外務問題担当の連邦執行権力機関に登録し再登録する。

1. ロシア連邦内の外国の外交代表部の長および領事館の長、外交代表部の職員および領事館の勤務員、ならびに彼らの居住地乃至代表部施設内にその家族乃至来客のいる場合

には、その家族と来客。 2 . 外国の外務省公務員として公務上の訪問をした

外交官乃至勤務員およびその家族としてのパスポートを持参してロシア連邦内に入国した者。 3 . ロシア連邦が締結した国際条約にしたがって活用される国際組織の公務員としての、かつまたロシア連邦内にその本部をもつ当該組織代表部の公務員として公務上の訪問をした外交特権と特典をもちいてロシア連邦国内に入国した者、および当該公務員の官邸内乃至当該代表部領域内に居住するその家族と来客。

第2項 外務問題担当の連邦執行権力機関は、本条第1項に記載した外国人市民にたいし、外交官・勤務員乃至領事官カードを交付する。同カードの活用手続については、ロシア連邦政府が確定する。

第23条 外国人市民の登録に必要な書類

外国人市民の登録は、本人がロシア連邦内に入国したことを記入した規制管理当局の移民カードと本人であることを示す証明書を登録時に提示しておこなわれる。

第24条 旅館での外国人市民の登録

ホテルサービスをする旅館乃至その他の組織の管理部は、外国人市民の到着の日に、内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関にたいして、外国人市民の当該組織に到着日と滞在期間、不在日、退去日についての本連邦法第26条に規定の中央データ・バンクに上述の情報を伝達するために報告する義務をおう。

第25条 登録免除の外国人市民

以下の者は、登録する必要はない。 1 . ロシア連邦の連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体の国家権力機関の招待にもとづいてロシア連邦内に入国した外国の長、外国政府の長、国会・政府代表者、国際組織の指導者および当該者の家族。 2 . 本連邦法第24条に規定する場合を除いて、3日間ロシア連邦に入国した外国人市民。 3 . 公式・非公式乃至仕事上の訪問でロシア連邦内に寄港した外国の軍艦の船員および軍用航空機の乗組員である外国人市民。 4 . 外国船籍の非軍事船舶の寄港に開放したロシア連邦領域の港湾都市に24時間以上上陸・一時滞在し、都市・農村の観光旅行に出かける外国船の乗船者である外国人市民。 5 . 空港乃至空港駅構内で時刻表で運航する民間国際線航空機の乗組員・乗客・作業班員。

第4章 ロシア連邦内に一時滞在・居住の外国人市民数値の配慮

第26条 外国人市民数値の中央配慮

第1項 ロシア連邦内に一時滞在・居住（一時居住ならびに永住）の外国人市民の数値を配慮するために中央データ・バンクを創設する。ロシア連邦政府は、中央データ・バンク創設・運用手続およびその情報利用手続を確定する。

第2項 中央データ・バンクおよびその情報内容は、連邦法の規定する手続により、無断利用から保護される。中央バンクの保管するデータの外国人市民にかんする情報の拡散を禁止する。

第27条 ロシア連邦内の教育施設に修学する外国人市民数値の配慮

第1項 教育問題担当のロシア連邦構成主体の執行権力機関は、本ロシア連邦法第17条第3項第2号・第3号の規定する手続にしたがって、教育施設よりの情報にもとづいて、ロシア連邦構成主体の領域内にある教育施設に修学する外国人市民について考慮し、教育問題担当の連邦執行権力機関と内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関にたいし、当該教育施設の当該市民の増減情報を報告する。

第2項 専門教育施設での修学を希望する外国人市民のロシア連邦招待入国申請をうけた連邦執行権力機関は、当該外国人市民数値に配慮する。

第28条 ロシア連邦内の外国人労働者数値に関する配慮

内務問題担当の連邦執行権力機関の地域機関は、ロシア連邦に一時滞在する外国人労働者数値に配慮し、内務問題担当の連邦執行権力機関と住民の就労問題担当の連邦執行権力機関の地域機関にたいして、外国人市民の就労場所への到着・退去に関する情報を報告する。

第29条 外交特権・免除特権をもつ外国人市民とその家族構成員に関する配慮

外務問題担当の連邦執行権力機関は、以下の外国人市民の数値について配慮する。1．ロシア連邦内の外国の外交代表部の長および領事館の長。ロシア連邦内の外国の外交代表部の職員と領事館の職員ならびにこれらの人物の邸内乃至外交代表部・領事館内に家族乃至来客の居住する場合の当該家族と来客。2．外国外務省の公務員の外交パスポート乃至勤務員パスポートをもちいてロシア連邦内に業務訪問した者とその家族。3．ロシア連邦の締結した国際条約にしたがって活用される国際組織の公務員としての、かつまたロシア連邦内にその本部をもつ当該組織代表部の公務員として公務上の訪問をした外交特権と特典をもちいてロシア連邦国内に入国した者および当該公務員の官邸内乃至当該代表部領域

内に居住するその家族と来客。

第5章 ロシア連邦内外国人市民の滞在・居住に関する管理

第30条 ロシア連邦内外国人市民の滞在・居住に関する管理

第1項 本条第2項に規定する規定する場合を除いて、ロシア連邦内に居住・一時滞在大およびロシア連邦領域内を通過移動する外国人市民にたいする管理は、内務問題担当の連邦執行権力機関がおこなう。

第2項 外務問題担当の連邦執行権力機関は、以下のロシア連邦内に一時滞在する外国人市民を管理する。1. ロシア連邦内の諸外国の外交代表部の長および領事館の長およびこれらの職員ならびに当該代表部乃至領事館内に居住するその家族乃至来客。2. 公務でロシア連邦に入国訪問した外国外務省の外交員乃至勤務員パスポートを所持した公務員とその家族。3. 外国人市民はロシア連邦内に入国の際、ロシア連邦国境通過許可地点の警備機関の公務員にたいして、外国人市民本人を証明する移民カードを提示しなければならない。警備機関の公務員は、移民カードに外国人市民のロシア連邦入国・出国について記入する。

第31条 外国人市民がロシア連邦内での滞在・居住期限を順守しなかった場合

第1項 ロシア連邦内の居住乃至一時滞在期間を短縮された場合には、当該外国人市民は3日以内にロシア連邦を出国しなければならない。

第2項 外国人市民に交付された一時居住乃至居住ビザ許可を取消された外国人市民は、15日以内にロシア連邦を出国しなければならない。

第3項 本条第1項乃至第2項規定義務を履行しなかった外国人市民は、国外退去になる。

第4項 本条に規定する外国人市民の国外退去処分は、内務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関によって実施される。

第5項 国外退去処分の費用は、退去処分となる外国人市民の負担となる。ただし、本人に資力がなく乃至連邦法の規定する外国人労働者誘致・活用手続に違反して当該外国人労働者を雇用した場合には、本法第16条に規定するような本人を招待斡旋した機関、すなわち、退去処分をうけた外国人市民の国籍のあるロシア連邦内にある外国の外交代表部乃至領事館、国際組織、乃至その代表部、自然人乃至法人の負担となる。

第6項 招待主体の確定ができない場合には、当該費用は、ロシア連邦政府の確定した

手続により連邦予算上の資金で負担する。

第7項 外務問題担当の連邦執行権力機関乃至その地域機関は、その連邦執行権力機関に外国人市民の国外退去情報を通報する。

第8項 外務問題担当の連邦執行権力機関は、ロシア連邦内にある国外退去処分を受けた外国人市民の国籍のある外国の外交代表部乃至領事館に当該外国人市民の国外退去処分を通報する。

第9項 裁判判決により国外退去になった外国人市民は、ロシア連邦構成主体の法手続により設置された外務機関内の特設室乃至特別の収容所内に退去処分が実施されるまで収監される。

第32条 外国人労働者の労働活動にたいする管理

第1項 外国人労働者の労働活動の管理は、外務問題担当の連邦執行権力機関とその地域機関が、他の連邦執行権力機関とその地域機関およびロシア連邦構成主体の執行権力機関の権限の範囲内で協力しておこなう。

第2項 外国人労働者がその労務遂行上労働契約乃至民事契約上の条件に違反した場合は、当該外国人市民に交付した就労許可は、雇用主乃至就労斡旋業者の申請にもとづいて、外務問題担当の連邦執行権力機関乃至当該許可を交付した地域機関によって取消される。

第6章 現行連邦法違反にたいする責任

第33条 外国人市民の責任

ロシア連邦法に違反し、責任のある外国人市民は、ロシア連邦法にしたがって責任を負う。この場合、ロシア連邦内に不法滞在する外国人市民は、本連邦法第26条の規定にしたがって設置した中央データ・バンクに情報を正確に受理するため、写真を取り、国定の指紋登録をする義務をおう。

第34条 ロシア連邦領域外への外国人市民の行政退去処分手続

第1項 外国人市民のロシア連邦領域外への行政退去処分は、退去を命ぜられた外国人市民の資金でおこなう。同資力のない場合乃至連邦法規定の外国人労働者誘致・活用手続に違反して当該外国人労働者を雇用した場合は、本法第16条に規定する本人を斡旋招待した機関、すなわち退去処分を受けた外国人市民の国籍のある外国の外交代表部乃至領事館乃至国際組織とその代表部、自然人・法人の負担となる。

第2項 招待主体の確定ができない場合は、ロシア連邦領域外への外国人市民の行政退

去費用は、ロシア連邦政府の設けた手続によって連邦予算の資金でまかなわれる。

第3項 内務問題担当の連邦執行権力機関乃至国境職務担当の地域機関乃至連邦執行権力機関乃至その各機関は、ロシア連邦領域外へ外国人市民の行政退去処分を実施し、本件について外務問題担当の連邦執行権力機関に報告する。

第4項 外務問題担当の連邦執行権力機関は、外国人市民のロシア連邦領域外への行政的退去について、退去処分を命じられた外国人市民の国籍のロシア連邦内にある外国の外交代表部乃至領事館に通報する。

第5項 裁判判決によりロシア連邦領域外へ行政退去処分になった外国人市民は、ロシア連邦領域外への行政退去決定が実施されるまでの間、外務機関の特設室乃至国境事務所乃至ロシア連邦構成主体の法律手続により設置された特別施設に収監される。

第35条 公務員の責任

外国人市民をロシア連邦内に受入れる組織の公務員は、ロシア連邦内の外国人市民の滞在・居住要件を尊重し、彼らのロシア連邦内登録と滞在・居住権を文書化するサービスを保障し、彼らのロシア連邦領域内移住と住居変更の手続をロシア連邦法上順守する義務と責任を負う。

第7章 終則

第36条 本連邦法にもとづく各種規範的法令の導入

第1項 本ロシア連邦法公布の日から3ヶ月後に、ロシア連邦大統領が提案しロシア連邦政府に受理された本連邦法にもとづいて、いくつかの規範的法令が採択される。またロシア連邦の出入国、ロシア連邦領域内に滞在（居住）し、ロシア連邦領域内を移動する際同市民個人を証明する一連の書類数を制限し、かつまた市民が国家から他国家の領域内にビザ無し居住できる期間を明確にする市民のビザ無し相互旅行に関する政府間協定の改訂について隣接国家政府との交渉をおこなうことをロシア連邦政府は提案する。

第2項 本法の発効日から、以下の法律は、ロシア連邦内で無効となる。1981年6月24日付のソビエト社会主義共和国連邦法第5152 - X「ソビエト社会主義共和国連邦内の外国人市民の法的地位について」（ソビエト社会主義共和国連邦最高会議公報）1981年第26号、836ページ。1981年6月24日付のソビエト社会主義共和国連邦最高会議決定第5153 - X「ソビエト社会主義共和国連邦における外国人市民の法的地位法の発効について」（ソビエト社会主義共和国連邦ソビエト最高会議公報）1981年第26号。837頁。

第3項 ロシア連邦国税法第4条第7項（1995年12月31日付連邦法第226号）に以

下の補足改正をおこなう。1. 第4号国立・市立教育施設に修学目的で、当該人物を招待する場合を除いて、他国からロシア連邦内への入国招待状の交付の場合——200ルーブル。2. 第6号の「最低賃金額の20%」を1000ルーブルに改訂する。3. 第7・第8・第9各号を新設し以下の用語を加える。第7号。外国人市民乃至無国籍者に一時的滞在許可の交付の場合——400ルーブル。第8号。外国人労働者の誘致・活用許可を外国人労働者に交付の場合——各被誘致者ごとに3000ルーブル。第9号。外国人市民乃至無国籍者への労働許可の交付の場合——1000ルーブル。4. 第7号・第8号・第9号および第10号は、第11号、第12号および第13号にも準用される。

第4項 1995年10月10日付の連邦法「ロシア連邦の住民の社会サービスの基礎」連邦法第195号（ソ連邦法律集1995年第50号，4872頁）は、以下のように改正する。「第4項ロシア連邦内の外国人市民の永住者は、ロシア連邦の締結した国際条約に別段の定めのない限り、ロシア連邦市民と同等の社会サービスを受ける権利をもつ」

第5項 1998年7月25日付の連邦法第128号（ロシア連邦法律集1998年第31号，3806頁，および2001年第11号1002頁）。「第1項。第9条の第1項の号および号を補足し以下の内容とする。号 ロシア連邦内に不法滞在する外国人市民。号 一時居住許可を受理した外国人市民。第2項。第11条の第8項目に、以下の文章をそう入する。「連邦法第9条のはじめの号より号に記載の人とは、内務問題担当機関である」

第37条 本連邦法発効以前にビザ取得を要しない手続でロシア連邦内に入国していた外国人市民のロシア連邦内での滞在期間

第1項 本連邦法の発効以前にビザ取得を要しない手続でロシア連邦内に入国していた外国人市民は、自己の滞在地にある内務問題担当の連邦執行権力機関にたいして、本法発効日より60日以内に移民カード交付申請をしなければならない。移民カードを所持している外国人市民のロシア連邦内の一時滞在期間は、移民カードを受理した日から90日をこえてはならない。

第2項 ビザ取得を要しない手続で、移民カードの受領申請もしないで本連邦法発効以前にロシア連邦内に入国した外国人市民のロシア連邦内の一時滞在期間は、本法発効日から算定する。

第38条 本連邦法の発効

本連邦法は公式公示日から3ヶ月を経過した後に発効する。

(04.6.17.了)

資料 ロシア連邦政府の2003年3月1日付の命令第256号承認の
「ロシア連邦における移民状況管理の諸コンセプト」

目 次

はじめに

第1章 移民状況

第2章 ロシア連邦における移民状況管理の目標・原則・課題。

第3章 ロシア連邦内の移民状況管理活動に関する基本的活動方針。

- (1) ロシア連邦内の移民状況の統制保障部門。
- (2) ロシア連邦内の被強制移住者の統合条件の創造部門。
- (3) ロシア連邦の国内経済上労働資源確保の必要から連邦内に移民導入を促進する部門。
- (4) ロシア連邦の国際労働市場への参入と経済移民管理部門。
- (5) ロシア連邦内の自己の永住地を強制退去させられ、国の他の地域に一時滞在した市民が旧滞在地に自発的に帰還するための条件の創設部門。
- (6) 海外同胞との相互扶助支援を展開する部門。
- (7) 国内移民状況の適正化と労働資源の有効活用の助成部門。
- (8) ロシア連邦内の北部・東部および国境地帯の住民の維持と今後の確保のための条件創設部門。
- (9) 独立国家共同体およびバルト諸国の同胞の自発的移住奨励部門。

第4章 コンセプト実施のメカニズム

はじめに

ロシア連邦における移民状況を管理する諸構想（以下コンセプトという）とは、移民管理分野のロシア連邦国家権力機関の活動内容と、それに関連したもろもろの基本的活動方針についての一連の考え方を体系化して述べることになる。こうしたコンセプトの法的基盤にあるものは、これに関連したロシア連邦憲法と連邦法ならびに国際法上公認の諸原則と法規範である。

第1章 移民状況

過去10年間のロシアの移民状況は、以下のようなプラスとマイナスの両ファクターにより影響を受けた。マイナス・ファクターとは、旧ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊とナショナリズムの出現、テロリズム、無防備化したロシア連邦内各国境領域、住民をとりまく生活の質と環境状態の悪化、経済不安ともろもろの社会紛争がそれである。またプラス・ファクターとは、政治・社会生活の民主化、憲法上保障された移住の自由原則の実現、もろもろの市場関係の発展と国際的労働市場への参入等をあげることができる。

このような錯綜した社会経済的環境の結果としての今日のロシア連邦内の移民状況をみると、これを社会的に成果あるものにし、経済的により一そう発展させるには、国内の移民状況の管理について、確固とした国家意志なるものを全ロシア社会が確実に理解していることが必要である。とりわけ、政治・社会・経済・流行伝染病対策上複雑な問題をかかえた国からロシア連邦内への移入人数値が大規模になり、ロシアへの外国人市民の移民数値が、常時移出人数値をオーバーし、国境近辺の地域にはもろもろの外国人コミュニティが集中的に生れつつある。出入国移民数値は、専らヨーロッパ・ロシアの南部・中央部に集中している。このことが同地域住民数値の増加と犯罪状況の悪化を不可避にし、移民状況にたいする国家の有効な管理不足を招いている。

1990年代の前半にピークに達した被強制移住者・難民・一時的避難民といった大量の被強制移民の流入の数値 (

90 - は、現在段階的に減少しつつある。長期にわたる多くの被強制移民問題は、結局、彼らがロシア連邦内に滞留することでようやく解決処理されているのであるが、彼らの多くは社会保障プランにかんする重要な問題で、今だに交渉をつづけている。しかし、彼らの更なる組織的再配分（移住）とか、彼らにたいして初期におこなわれたような臨時的援助策からノーマルな生活可能な条件づくりとか、就職保障・人権尊重への転換に関する課題解決に向けてのしかるべき考慮がいまだに不十分である。また被強制移住者乃至難民資格をもたない移民の社会・経済的順応問題には手がつけられていない。

ロシア領土内にテロリスト組織の侵入の恐れもあって、一時的避難民乃至政治亡命者として受入れる人や難民の数値が減少してきている。最近では、世界のどの共同体もがテロ攻撃にたいして難民認定申請者や一時的乃至政治亡命者を求める人たちにも、かつま

た経済移民に対しても移入民コントロール手続厳守措置を採択せざるをえなくしている。このために、一連の国家は、先例のない治安対策に訴えている。わが国も反テロ統制問題にしかるべく関心をよせている国家の1つである。

ところが、経済発展のためには積極的に必要なロシア連邦内部の住民のうちの社会・経済的移民数値は減少し続けているのである。この減少のそもそもの原因は、これまで地方自治体所有の所属官庁の住宅ファンドで建設した建物を私有譲渡化したために、公式経済上の賃金額と住宅市場価格との間のアンバランスとか、内部労働資源を領域内で再配分の際に必要な労働生産力の確保メカニズムの不足が明らかになっている。こうした問題のすべてが今日新しく復興しつつある生産に必要な労働力確保を妨げ、経済発展の妨げになっているのである。

最近10年間の国内の北部・東部と国境地域に住む住民の集中的流出は、原材料資源の豊富なこの領域の人口減をもたらした。こうした人口流出によってロシア連邦構成諸国内の人種構成も変化した。ザカフカズ・中央東アジア諸国よりやってきた大量の外国人市民や無国籍の移民の一連のロシア連邦諸国内での不法滞在が、しばしば社会環境を悪化させ、テロリスト集団や政治的過激主義形成の基盤となって、ロシア連邦内の治安を危くしている。

外国人市民の労働をロシア連邦内に誘致活用するとか、ロシア市民が就労目的で出国するといった型の外部労働移民状況が今日では進展しているが、こうしたロシアで活用される外国人労働者とか、国外に出て働くロシア人市民たちのうちの不法就労者の数値増が、彼らのもつもろもろの労働権・社会権に違反しておこなわれているのである。こうした事態がロシア連邦内の国民的労働市場の形成を危くし、地下経済の形成をたすけている一方で、経済的に発展した諸国に定住目的で有資格熟練専門家や高いレベルの教育をうけた青年たちの移民流出がこの国の科学・創造・経済的潜在力を弱化させることになっている。以上のいずれの場合も弱者となる勤労移民グループ、なかでも婦人については特に配慮が必要である。とりわけ、不法出国・差別・人身売買に関連した出国移民の就職斡旋の際にみられる法律違反については、特に容認されてはならない。また不幸な環境汚染や天災による住民の移住、自然・技術上の事故で緊急に大量の住民移動の必要が生じることもある。こうした場合の問題解決には国の追加援助が必要になる場合がある。

ロシア国内に定住する住民の増加率は漸次縮小しており、この人口の自然減を移民でおぎなうこともますます容易でなくなってきている。死亡率増と出生率減による住民数値の

著しい減少の背景には、ロシア連邦内の多くの地域での移住民の増加率の低減がある。予測によると、2006年度からは、今後人口構成が著しく急変し、基本的労働資源である稼働住民数値の減少が予想されている。要するに、国の経済に不足する労働資源を補充するためには、先ず独立国家共同体も参加した国家による移住民数値の管理が必要になってきているのである。こうした事態においてロシア社会にとって当面の課題となるのは、寛大な精神をもって今後の方針をセッティングすることである。最近の住民の移民をみると、必ずしも領域内の労働市場の需給バランス通りに住民の再配分がおこなわれていないのが現状である。国民経済が活性化すれば、それに伴って領域内の各部門間にアンバランスを生じ領域内の住民と労働資源の更なる活発な再配分をうながすのであるが、このためには住宅マーケットを含む市民の労働移民活性化のメカニズムを検討する必要がある。労働活動を自ら開発し実現しようとする移民たちの意欲を全面的に支援しなければならない。市場メカニズムが活性化するためには、国家が市民のもつ自由な移住権にもとづいて移民状況を管理し、そのための経済的刺激システムをつくり出すことが必要となっている。以上のべたような移住事情からすると、あらたな以下のような取り組みが必要となる。すなわち、ロシア連邦の移民状況がロシア社会の発展を積極的に促す要因となるようにすること、かつまたロシア連邦が締結した国際的義務を厳守した上で経済の要請と国民の安全・社会秩序・住民の健康保護の利益に資するようなものになることである。

第2章 ロシア連邦における移民状況管理の目標・原則・課題

ロシア連邦の移民状況の管理の目標は、国の社会・経済・人口の安定した発展と国民の安全を確保し、労働資源にたいする成長しつつあるロシア経済の需要を充足し、住民を連邦領域内に合理的に配置して、ロシア連邦の安定と繁栄をとげるために移民のもつ知的な労働潜在力をフルに活用することにある。ロシア連邦内の移民状況の管理は、以下の原則にもとづいて実施する。

- 1．合法性と国際法規範を順守して人権と自由を保護する。
- 2．諸国民の利益を保護し、ロシア連邦内の安全を保障する。
- 3．個人・社会・国家の諸利益を調和させる。
- 4．各種の移民問題の解決に向けて国家がきめこまかく対処する。
- 5．連邦執行権力機関・ロシア連邦構成国の執行権力機関および地方自治体が公共の移民諸団体との連絡を密にする。

以上の目標達成のためには、外渉政策担当機関は、以下のような基本的諸課題を達成しなければならない。1．ロシア市民の権利と自由を擁護する。2．ロシア連邦領土内の一

時的避難 igitaiし、国家相互間の特定の財政その他の支援制度を設置実現する。3．ロシア連邦が他の諸国家と共同して大量の住民移民の原因となる紛争の回避に努める。4．ロシア連邦は、以下の事項について国際条約・協定を締結する。すなわち、イ．締結国の領土内の不法滞在者の帰還・受入・トランジット（再入国協定）

ロ．不法移民対策、通商・ツーリズム・文化・スポーツその他の渡航の妨害となるもろもろの移民問題管理に関する当事国および地域との談合の奨励 八．移民労働者の社会的経済的諸権利と国外同胞のもつ諸権利実現にむけての協力 二．彼らの滞在国の市民と法律上平等な地位と彼らがしかるべくロシアとの精神的その他のつながりの保障 ホ．移民保護のための国家の当面の問題となる移入民法の実施実務および新しい移入管理方式やパスポート・ビザ取扱い技術方法についての情報交換に関する以上の事項。5．また以下の問題についてもロシア連邦の立法を完成する必要がある。イ．人および市民の移動・居住・入植場所の選択の自由および人と市民の権利と自由の尊重 ロ．労働活動目的を含むロシア連邦領域内への外国人市民および無国籍者の入国・入植の法規を制定する。八．ロシア連邦領土内への入植規則違反の外国人市民および無国籍者の連邦外への追放（強制退去）および責任を強化する。二．組織的不法移民にたいする刑事・行政・物的責任を加重する。ホ．住民数値の調査と登録化を実施する。ヘ．国境警備と移入規制を含む国際テロリズムと政治的過激主義を阻止する。ト．不法移民と関係する国際的組織犯罪と闘う法的基盤を強化する。チ．職場の空席にはロシア連邦市民が優先的に就職するという前提のもとに外国人労働者を活用する。リ．国外居住のロシア市民の臨時的就職斡旋をおこなう。ヌ．最も困窮し救済に必要なカテゴリーの被強制移民者にたいして国の支援を保障する。

学術および情報分野では、以下のような課題の解決が予定されている。

1．ロシアと世界の移民管理のための社会・経済・法律・心理学上のベースとなるものについて抜本的な科学調査を今後一そう開発させる。2．ロシア連邦内の移民環境を監視し、科学的予測を組織化する。3．ロシア連邦の国家的安全を脅かす恐れのある不法移民の予防阻止に関して国外諸国の経験を調査・利用する。4．移入民コントロールのためのパスポート・課税・関税手続上・国境警備上の技術を自動化し統一する。5．国際旅行の世話、留学・医療目的の外国人市民の受入れ、外国人労働者の誘致・活用ならびに出国して働くロシア市民の就職斡旋を業務とするロシア法人・外国法人の支局やその代理店に関する連邦登録制度を設置する。6．仕事のためにロシア連邦内に定住乃至ロシア連邦内

の教育施設に修学しようとする外国人市民に関する連邦登録制度を設置する。7. 刑事犯罪・行政犯罪の前歴のある移民に関する連邦の自動的指紋登録データ・バンクを創設する。8. ロシア連邦内の移民状況の管理政策効果に役立つ世論をつくる。9. マスコミの協力をえて、ロシア連邦住民にたいして移民問題に関する公正な情報提供をおこなう。10. 外国人市民および国外の同胞がロシア連邦内での移住・就職斡旋・居住条件に関した必要な情報をえられやすくするように助成する。11. 移民の受入れ、収容条件を決定づける社会・経済環境とか、ロシア連邦各構成国内の欠員のある職場ならびに移住に適・不適の地域とか、人口過密な地点に関する自動的な情報収集・伝達システムを完成させる。

第3章 ロシア連邦内の移民状況管理活動に関する基本的活動方針

移民状況管理の基本的活動方針とは、以下の通りである。

(1) ロシア連邦内の移入民状況の統制保障部門

ロシア連邦領土内の統一的移入民管理システムを検討開発する。国家執行権力機関は、ロシア連邦領域内の移入民管理を国境警備・税関と協同で実施する。独立国家共同体の構成国間の条約交渉を活発にし同共同体内の2国間・多国間協定を締結し、そのなかには、当事国の責任規定を設け、労働移民の奨励乃至は不法労働移民をふくむ不法移民の防止不作為と同共同体の国境侵犯に関する責任、ならびに独立国家共同体間の枠内で合意したビザ公布手続について規定しておく。ロシア連邦の移民立法違反にかんするロシア連邦各構成国の執行権力機関の責任を強化する。外国人労働者を違法に活用した場合の組織指導者の責任をその組織の法型態のいかんをとわず強化する。ロシア連邦領土内の外国人市民および無国籍者の法的地位およびロシア連邦国籍取得手続にかんする情報を当該連邦執行権力機関が外国人市民に提供する。不法移民問題その他の移民状況の管理上の問題に関する情報を契約ベースで諸外国の移入民担当機関と相互交換することを普及させる。移入民のもつ諸権利の保障および彼らが自らの義務を順守しているか否かの管理、かつての滞在地に難民の自発的な帰還を助成する。ロシア連邦より不法移入民の国籍国乃至常住地への移住策を実施する。

(2) ロシア連邦内の被強制移住者の統合条件の創設部門

認定難民およびロシア連邦領域内に一時的避難民として受け入れられた者をロシア連邦各構成国ごとへの割当配分率を決定する。被強制移民の受け入れ、施設整備に要するあらゆるレベルの予算資金の有効活用メカニズムを検討する。被強制移民の社会生活設備、

彼らの労働市場への統合，労働組合への加入，人および市民としての憲法上の諸権利と自由を実現するための諸条件を創設する。 地域住民と移住者間の相互理解を促進し，ロシア連邦市民とロシア連邦領域内に住む外国人市民・無国籍者との権利・利害の調和のとれた接合を保障する。 ロシア連邦内に一時的避難民として受入れ，ロシア連邦の国際的義務履行のための社会・経済条件を創設し，彼らのための特別の文化・言語適応プログラムを策定する。 被強制移民を再起・整備の可能性に関する地域・国際情報の相互交換システムを創設する。 社会的に保障の対象にならなかった類型の被強制難民および緊急事態のもとでロシア連邦内にたどりついた者にたいしては，国は優先的に支援する。 国の経済的可能性にあわせて，被強制移民にたいして国家支援をおこなうことを保障する。

(3) ロシア連邦の国内経済上労働資源確保の必要から連邦内に移民導入を促進する部門。

移民をその各出身国・各職業その他の特徴を考慮して導入するメカニズムを策定する。

ロシア連邦内の市民の就職斡旋を優先する原則にたち，国内の労働市場とのバランスを確保する。 移民が合法的に労働活動するための条件を設置する。 地域内の労働市場の必要性と人口構成状態を配慮し，同地域内の社会経済発展の利益にたった国内の移民・移住管理メカニズムを検討する。 ロシア連邦構成国自体の必要に基いて臨時・常住移民を導入する。 移入民のロシア社会への適応・統合促進策を検討する。 ロシア連邦執行権力機関およびその構成国の各執行権力機関，地方自治体機関が移民公共団体と協力する。

(4) ロシア連邦の国際労働市場への参入と経済移民管理部門

労働移入民問題の解決の際には，連邦執行権力機関と連邦構成国の執行権力機関が協力して，ロシア労働市場の擁護のために外国人労働者導入・活用にたいする管理を強化し，かつまたロシア連邦内の空席になった仕事にたいしては，ロシア人市民に優先的に就労する権利を保障する。 使用者は外国人労働者の誘致・活用の際に認可された労働契約上の規定条件を順守する。 違法な労働移入民を阻止し，外国人労働者の賃金水準を統制する。

ロシア連邦領域内での外国人市民の居住および彼らの労働活動と税法を順守しているか否かの適法性を複合的に点検する。 ロシア人市民が労働移民する場合の規範法的データベースを完備する。 ロシア人市民が正規に国外で就職斡旋をうけ，彼らが社会的・法的な保障をうけられるような条件づくりを保障する。 国外に出た移出民，とりわけ熟練・専門家が定住地としてロシア連邦に帰国することを奨励する。 科学・文化・芸術・スポーツの熟練専門家・活動家にたいする優先的支援システムをロシア連邦内に創設する。

(5) ロシア連邦内の自己の永住地を強制退去させられて、国の他の領域に一時滞在したロシア市民が旧滞在地に自発的帰還するための条件創設部門。

国家は彼らの帰還状況に関与し、それにふさわしいプログラムづくりを実施する。彼らの旧居住地域に経済および社会環境を復活発展させて、生活に必要なもろもろの社会経済上の諸条件を保障する。旧居住地に帰還の際の彼らの安全を保障する。彼らの旧居住地の状況に関するあらゆる客観的な情報を提供する。

(6) 海外同胞との相互扶助支援を展開する部門

家族関係に基いた連絡・定期的な面会を助成する。共同の経済・文化上の企画をして、国境間の協力関係を促進する。協力者にたいしては、優先的にロシア連邦領域内で労働活動・研修あるいは投資上の企画を実施することを保障する。ロシア連邦と同胞の滞在国内との間に当該国際条約を締結して、彼らの社会・経済的地位の改善を促進させる。

(7) 国内移民状況の最適化と労働資源の有効活用の助成部門。

国内労働資源の活用と外国人労働者の誘致間のバランスをとり、住民の就職問題を解決する。労働力移民を活気付けるように生活市場と労働市場の均等な発展を保障する。

バランスのとれた域内労働力市場を保障するために、活発な経済活動をおこなう住民の域内再配分を刺激するようなメカニズムを構築する。移民に適・不適の地域とか居住地点を決定する。住民の大量流出で労働市場が危機的状況にある地域において現状維持のためのあらたな仕事口とか住民の基本的な生活保障条件の創造策を検討する。展望のみえない居住地の移民については、国家による援助をする。国内の各地域の労働市場の現状を配慮した上での全連邦予算・連邦各構成国予算および地方自治体予算の予算策定上の相互関係を展開する。苛酷な自然・気象条件を伴った地域では、労働資源編成上にローテーション制を活用し、当直制を適用する。将来のロシア連邦の社会・経済発展の予測と連邦領域内全般の移住プランにもとづいて国内移民を最適なものにする。

(8) ロシア連邦内の北部・東部および国境地域の住民の維持と今後の確保のための条件創設部門。

国内の他の地域から労働力を誘致して、北極・シベリア・極東地方の諸組織の経済活動を復活させる。ロシア連邦内の住民および独立国家共同体構成国とバルト諸国の市民の北部・東部地域への移住を刺激すると共に、ロシア連邦国境周辺地域の移入民を規制する。上述の地域にたいする投資計画の策定実施をふくむ積極的な経済・都市建設政策を実行し、社会・運輸・市場のインフラ・ストラクチャを発展させる。

(9) 独立国家共同体およびバルト諸国の同胞の自発的移住奨励部門。

ロシア連邦内への移住条件・受入・設備・生活の可能性に関する必要な情報の収集に努める。自発的移住状況の管理とその移住者の諸権利保護問題についてロシア連邦が締結した国際条約を実施すると共に、これに関する協定のない独立国家共同体構成国と類似の条約を締結する。独立国家共同体構成国やバルト諸国の同胞や特典手続で簡単にロシア連邦国籍を簡易に取得する権利のある人物をロシア連邦内に自発的な移住を促すような複合措置を工作・実施する。独立国家共同体構成国とバルト諸国で生れた青年がロシア連邦で教育を受けられるような条件を設ける。

第4章 コンセプト実施のメカニズム

以上のコンセプトを以下の方法で実施する。

移民問題に関連したロシア連邦立法を完成させる。移民状況の管理と移住者の権利保護ならびに国外同胞の諸権利保護に関する協定を含む移民問題に関してロシア連邦が締結した国際条約を締結し実施する。移民状況管理策を所定の手続によって連邦の目標とするプログラムの枠内で実施できるよう策定する。地域ごとの移民プログラムを策定・実施する。被強制移民の整備（自己開発）策を考案し、これを連邦・地域間・地域内の社会・経済開発プログラムのなかに加える。移民状況管理のための社会・経済措置の策定の際には、ロシア連邦領域内の総移住計画図にもとづいて、移民割当が望ましい地域を決定し、さらに国の地政学的な利害ならびに同地域の社会・経済上・人口上の環境状況がさらに発展する将来性をも考慮してこれをおこなうものとする。あらゆる国ならびに地域の労働資源の均衡を算定し、経済・投資プロジェクトを実施するにあたって仕事口の創出を確保する。公共の移民団体の技術的・知的・ポテンシャルを活用して、地域・地域間の情報センター・ネットワークを構築する。人口希薄な地域の経営主体の活動を連邦執行権力機関、ロシア連邦構成国の執行権力機関および地方自治機関が支援する。移民問題関係の連邦執行権力諸機関どうしの相互関係を完全なものにする。移民問題担当要員の学術的保障と専門知識の養成制度を創設する。移民状況管理のために諸外国および国際諸団体との相互関係をもつ。以上移民状況の管理により、国の安全保障に関する課題を解決するための諸条件の構築を可能にし、ロシア連邦国家の確固とした経済の発展と連邦住民の人権の順守と生活の質の向上に役立たせる。

(04.5.16.了)

ロシアに滞在する違法いわゆる不法移民たちは、事実の裏付けのない憶測だけの多くの神話と誤解のなかで生活している。昨年末に国際移民機関の専門家による不法移民調査目的の1つとして、ロシア国内の各地域の状況を以下のように探っている。

本調査対象地域は、次の6地域である。サンクトペテルブルク、サラトフ、スタフポール、ウランウジエ、ハバロフスク、ウラヂオストク。調査方法については、ロシア国内に不法滞在の就労者を対象に、アンケート調査と当該地区での調査スタッフの直接面会尋問で実施した。本作業には移民・移住問題担当の内務省職員・移民担当官庁のスタッフ、研究者ならびに各種外国人が所属する人種別団体のリーダーも協力した。アンケートの質問事項は、ロシアで暮す不法移民者の生活の全領域、本国とのつながり、移民前の状況にまで及び、以下のようなテーマ・ブロック別にアンケート調査がおこなわれた。1. 移民たちの社会・人口学的な特徴 2. 彼らの出身国での専門職業活動と生活条件 3. ロシアへの入国方法と現在ロシアでの住所・職業・物質的地位と生活条件 4. 同国人・現地住民との関係 5. 移民としての身分と将来の意向。

調査職員の意見によると、これまでは地域によっては不法移民問題は往々にして懲戒機関方式のスタンスで処理されていたといわれている。移民担当の執行機関が彼らにたいし十分な物質的保障をあたえないのも、地方によってはワイロ次第といった対応しかしないのも、このためであると調査レポートで指摘している。

今日のロシアに居住している不法移民は、基本的には就労目的で経済的諸事由から移住し、それを実現させた人たちである。不法移民の大部分は、独立国家共同体のウクライナ・アゼルバイジャン・モルドバ・白ロシア・タジキスタン・カザフスタンよりの侵入者である。それ以外の出身国の移民は15%~20%にすぎない。その大部分は労働移民であり、そのうちの多くは、通過移民である。独立国家共同体以外の移民数値の最多国は、中国市民であり、朝鮮人、ベトナム人、アフガン人がそれに続いている。これ以外の国からの不法移民は今のところ少数である。

移民たちのもつ潜在適応能力はかなり高く、これについては、ロシア語修得力をロシア文化と伝統をどの程度まで会得しているかにより判断できる。なかでも、ロシア中心地域の移民は、概してこうした文化・言語修得力がかなり高い。自由時間帯に地元住民たち

とどの位交流を深めているかを基準にして彼らの適応度の判断をするならば、ロシアの中央諸都市に在住の移民が最も高いことがいえる。最近ではロシア連邦に定住目的でやってくるカフカス地域出身の不法移民数値が急増している。また人種別不法移民グループのなかでも、最も問題になるのが、ロシア社会に集中化する中国人移民に関する件である。彼らは閉鎖型の階層的共同体をつくり、地域住民と交流をもたず、現時点では目立たないが、最大の移民潜在力をもった民族なのである。彼らの現在の移民分布図は極東地域であり、中央ロシア地域では微少である。不法労働移民の最多数は男性稼働者で、その大多数が旧ソ連邦構成共和国出身のロシア語常用移民であり、うちカフカス地域出身の移民は教育・技能に若干の差があるとはいえ、高い適応能力をもちあわせている。中央アジア・中国の移民は、若干教育・技能の点ではそれよりもさらに低い。調査したところによると、公式には移民で何らかの種類の懲罰金を取立てられた者の数値は、20%とされているが、大体非公式にみて移民たちの約3分の1が、すなわち29%が不特定に取立てられているのである。

移民たちの親族・知人がどのようにしてロシア連邦に出て成功したのかについてのいくつかの実例の紹介が、ロシア移民問題の解決にかなりの効果をもたらしている。こうした場合にも、就労斡旋エージェント、職業安定局、マスコミはこれまでにロシアでの就職展望や生活の諸条件に関する客観的な情報を人びとにたいして効果的に提供してこなかった。これまでこうした情報は、コンピュータ・ネットワークで流れていた。こうした情報の利用の容易でないことが、ロシアとその他の国々との労働交流を阻止し、ロシアで働きたいと準備している移民たちの労働潜在力の効果的活用のさまたげになっている。

居住地での登録手続を承知している移民は、全体の3分の1しかいない。全くの無知者は、約20%である。こうした登録手続の存在を知っていても、登録済の者は、平均してその半数しかいない。アンケート回答者のうちの74%は、こうした手続が必要であると認識しているが、こうした規則が妥当だと考えている者は、わずか56%にすぎないのである。労働許可の取得手続問題に関する知識については、なおきびしいものがあり、全くの無知者は全移民のうちの44%、熟知者はわずか19%しかいない。労働許可手続の妥当性について同意している者は、平均して18%である。アンケート調査によると、ロシアに在住しその後の帰国予定者は不法移民のうちの36%で、数ヶ月に帰国予定者は13%である。定住予定者は28%で、彼らはロシアに常住し、ロシア国籍の取得を希望している。永住ビザは取得したいが国籍取得を望まない者は8%である。不法移民のうちトランジットは、わずか

7%しかいない。

移民の自己評価では、移民したことでこのグループの所得に格差が生じ、福祉水準が変化したという。不法移民たちは平均週6日働き、選択平均して移民出身国の平均月額賃金収入が112ドルであったのに対し、ロシアでは196ドルになり、約2倍の増収になったという。移民ならどんな者でも主要な専門職にふさわしい同じ仕事にありつくことは稀である。移民の半数以上がロシア国内にある職業訓練養成機関を活用していない。移民の4分の1は、自営すなわち、被用従業員のいる自営ビジネス乃至はそれのいない個別経営者として働いている。すなわち、移民たちは、自分で自らの仕事を創造しているのである。このような状況は、移民たちの現実の労働市場条件への適応力の高さと同時に、ロシアの合理的な移民政策不足が外国人労働者の仕事の成果を引下げているという事実を物語る以外のなにものでもない。

外国人労働者の仕事は合法的な活動の枠内のみならず、彼らの労働関係の合理的活用のなかでなされるよう指導されねばならない。使用者が不法移民を雇用したがるわけは、彼らを何時でも解雇できるし、疾病日の賃金を支払わないし、一般的に云って未払金さえ支払おうとしない、原則として彼らとは契約締結すらしないからである。アンケート回答者のうちの半数が雇用労働内容はかなり厳しいと述べているように、移民たちにたいする無統制な雇用条件が大多数の雇用主をひきつける魅力になっていると理解してよい。

労働移民の大部分は、自らとその家族を養う金銭稼ぎのために近隣諸国より流出する不法移民から成り立っているとは云え、このことがロシアと隣接する諸国間の社会的緊張をやわらげたり、ロシアと移民流出国とを結びつけ統合する役割もしているのである。問題は不法移民たちがロシア国内の犯罪化する社会環境にではなくても地下経済に引き込まれやすい点である。不法移民たちの無納税状況は、合法的に就労しているロシア市民が納税を回避しているそれと同じようなものである。

ロシア国内の外国人労働者の合法的労働活動に関する問題の大部分についていえることは、ロシアの労働立法とその実務との間にひどい乖離があって、そこでは官僚主義的なひきのばし作戦によって、当該外国人による責任追及手段が極端に困難になっている点である。本調査員の報告によると、これまでのロシアでは、外国人の不法労働が地下経済や汚職補給に都合のよい環境を造り出していたが、外国人労働を合法化させようとする政府の積極的な活動によって、こうした問題も解決されつつあるという。調査レポート結果の示すところによると、不法移民側からも、いわゆる合法的根拠にもとづいて、就労したいという

希望が大きくなってきているという。

特に不法移民について、経済的見地から常にホットに論議される問題の1つは、移民によるロシアからの金銭持出しに関するものである。調査資料によると、全移民の35%が平均して毎月109ドルを祖国に送金している。専門の査定した不法移民総数値500万をベースに算定すると、移民が毎年ロシアから持ち出す総金額、いわゆる移民ドルは23億乃至65億4千万ドルになるのである。しかも、この金額はロシア国内で賃労働者として乃至は個人経営の中小企業で働いている移民の持ち出し金額である。すなわち、その賃金たるや一般的にみて労働法規に違反した労働条件の下で、また地元住民の働きたがらないような、しかも低賃金の職場で働いてえた賃金額なのである。言葉を換えていえば、ロシア人は働くためにロシアにやってきた大多数のよそ者にたいして敵意をいだく理由がないのである。不法移民の犯罪面については、それは別個のテーマになるが。

(04.5.30了)

資料 外国人問題をめぐる最近のモスクワ市議会内の動向に関するパディム・バラバーノフ記者のレポ

モスクワ市議会：ボアに対峙する小兎
統一労組紙「ソリダールノスチ」 2004年第18号。5頁下段掲載の
パディム・バラバーノフ 記者のレポ。

モスクワ市議会内の活動が静かに政治化してきているが、この動向は一般的にみて、有意義である。首都モスクワの市議会内に3名の民主派傾向の代議員が登場し、新しい分派ヤブゴロ——統一民主派 を結成した。これまで伝統的に永らくモスクワ市役所の支配下にあった首都モスクワ議会内の反対派の出現は、極めて有意義といわねばならないからである。ところが、現今モスクワ市議会内に設置された治安問題担当責任者のユーリ・ポポフ 代議員が「非地元民」にたいして、すなわち、あらゆる異民族・異教徒・外国人・他都市住民のモスクワ市内移住の「一時」禁止策を提案している。

2004年5月20日モスクワ市議会内で、記者会見がおこなわれた。その席上同首都議会内にヤブロゴー統一民主派の新党発足が発表された。新党メンバーは、ベラ・ステパネンコ 女史、エフゲニ・プニモビチ、およびミハエル・モスクビチ・タルハーノフ の3氏であり、グリゴル・ヤ布林スキー 自身の政策を支持する人たちである。モスクワ市議会 の下院議長ウラジミール・プラタノフ 氏（統一ロシア派）は、同新派が今後どのような行動に出るか見守るしかないとした。モスクワ市議会の統一ロシア政党の副幹事長には、アンドレイ・メチェリスキー 氏が就任することになった。下院議長プラタノフ氏は、同議会内で今後造反は起こらないだろうと確信して、以下のように述べた。「かつてのモスクワ・ソビエトでおこなわれた事柄は愚行つづきであったが、今日ではこれまでにそのような事柄はおこなわれていない。新党結成までにプニモビチ氏が考案した万事を語ることを誰一人妨害する者はいなかったと思う」

全モスクワ市代議員の構成は、35名で、うち統一ロシア派 は18名、新しいモスクワ派は5名、民主派は3名、残りの9名の代議員は今のところ無党派である。

グリゴル・ヤ布林スキー氏は個人としては公開対談の意欲が強く、新しい民主派は先

ず現在のきわめて有意義で合理的な事業支援のために構造的に活動をすると述べているが、同派は原則としてモスクワの官僚主義・独占主義と汚職の阻止に極めて熱心に取組みは始めているのである。しかし、マスコミのこうした政界の急変に関する誘導尋問からも、モスクワのかかえている若干の問題は、旧態依然である。このことを新聞記者たちはよく理解したのである。というのも、モスクワ市議会は、本「ソリダルノスチ」紙が何度もとりあげて執筆指摘してきたように、とんでもない立法提案をして満足している特性があるのである。モスクワ市議会の活動がより政治的に活性化してほしいと示唆した新聞記者の願いも、政策立案参加者すべての平和・友好的な気分をこれまでおこさせることができなかったのである。事実、ミハイル・モスクビチ・タルハーノフ氏は、新民主派は、統一ロシア政党とは集団的に敵対するし、基本問題に関しては、敵対して政党活動を展開することになるう、と公然と宣言しているが、しかし、とりいそぎ権力政党・反対政党の大多数の問題に関しては、共同して解決されることを指摘しておく。

自由放任にはさせておけない

新民主派は、とりあえず当面、誰と斗えばよいのか、やがて明らかになってきた。モスクワ市議会の立法治安問題委員会委員長ユーリ・ポポフ氏は、「ロシア連邦市民のもつロシア連邦領域内の移動の自由・滞在・居住場所選択の自由権に関する連邦法

」の改正草案なるものを作成し、委員審議会に提出した。ポポフ委員長は、新聞記者会見の席上、モスクワ市の不法移民その他の無断でやってきた移住者の締出しを語った。こうした闖入者たちと法的にいかに斗えばよいのか。それは極めて簡単な事柄であって、法律を制定してロシアの各地域の権力機関にたいして、こうした者の出入を禁止する権限をあたえさえすればよいだけのことで、こうしたアイデアにモスクワ市議会ならびに連邦国会が徹したならば、将来新しい移民統制法を制定し、これをもちいて他の都市からのロシア人の移動の自由も取消せるのであるとした。ポポフ氏は、正にモスクワ市内に永らく居住、つまりモスクワという同地域内で永住してきた土着（地元）市民の安全・道徳・健康・権利・法的諸利益の保護を名目に、ロシア人の足止めを考えているのである。「私たちは、首都モスクワのお客たちの問題を処理できない間は、首都の犯罪を克服できない」とポポフ委員長は宣言したのである。移動の自由を禁止するためには、現実問題として、何らかの根拠なしにはおこなえない。しかし当局首脳部が、誰を適切な該当者に選定できる

ような根拠となる何らかの民族人口・民族社会学的な調査成果を十分配慮すれば、これも可能となるのである。ただそこで心配されるのは、調査結果をみると他の地域からのモスクワ市内への移住者実数値の割合からすると地元住民数値が10%もの減少という事実によって従来の民族人口上のバランスを崩すおそれがありはしまいかとの結論に留意したいのである。モスクワ市内の地元住民は昔からのロシア人である。したがって、増殖するタタール人やウクライナ人にとって本法案は不評である。更に他地域からやってきた市民をこれまでにコンパクトに配置したためにアイデンティティ意識が著しく悪化し、それぞれの民族がもつ民族精神・文化的宗教的伝統、地元民を代表する者たちの民族的価値感の弱化乃至喪失を招いているのである。こうした感性の劣化に伴って、従来になかった権威にますます傾倒するようになっている。

法案を更に効果あるものにするためには、各地域権力機関が、モスクワにはどんな市民が移住できないか個別カテゴリーを決定すればよいのであって、これについては以下の3パターンを考えている。1. 抹消しがたい犯罪乃至前科のある者。2. 前科者、反社会行為性癖者、アルコール中毒患者、麻薬中毒患者、犯罪加担者、ポンピキ、宗教セクトおよび全体主義セクトのメンバー。3. 戦争乃至非常事態のため反テロ活動がおこなわれた地域からきた者乃至極度の不幸な犯罪多発地域からきた者。

すなわち、以上の地域の住民は、モスクワ地域への移住は（一時的ではあるが）禁止される。しかし、ポポフ氏によると、犯罪水準を決定するメカニズムをどのように構成するかの問題については、今のところ当分の間考えていない。そしてまた、警察汚職

にどう対決すればよいのかについても同氏は何も知らないのである。
（ソルダールノスチ紙編集部よりのコメント）

ソルダールノスチ紙の情報によると、ユーリ・ポポフ氏の以上の発言は、モスクワ近郊住民たちを喜ばせている。なぜなら、彼らはモスクワ近郊の土地を別荘用に略奪的に私有化して、その後やってきた都内の休養者、別荘居住者、土地所有者たちの殺到と野卑な行動のために大変苦しんでいる。そのためモスクワ近郊では伝統的生活スタイルで暮している同州内の住民の権利を擁護のために、上述のカテゴリーの新来のモスクワっ子たちに新しい法律を制定適用することが企てられている。こうした理由でモスクワ市近郊住民のなかから浄化運動がはじまったのであり、ユーリ・ポポフ氏はこれらモスクワ近郊住民に選出されてモスクワ市議会代議員に選出されたのである。

（付記）B.バラバーノフ記者のメールアドレスはbarabanov@solidarnost.org（04.6.30了）

資料 2002年度のロシア連邦各管内外国人市民の就労実態に関する統計表

第1表 ロシアの入国外国人就労市民の国籍別・年度別実数値

第2表 ロシアの就労外国人市民の性別・年齢グループ別・年度別実数値

第3表 ロシアの就労外国人市民の就労産業部門別・年度別実数値

第4表の1 - 3 . 各連邦管区・地域内の外国人市民の就労産業部門別実数値

第1表 ロシアの入国外国人就労市民の国籍別・年度別実数値

国別	人数(千単位)					%				
	1994	1995	2000	2001	2002	1994	1995	2000	2001	2002
総数値	129.0	281.1	213.3	283.7	359.5	100	100	100	100	100
うち独立国家共同体以外諸国より	58.2	146.7	106.9	135.1	154.9	45.1	52.2	50.1	47.6	43.1
中国	20.3	26.5	26.2	38.6	38.7	15.7	9.4	12.3	13.6	10.8
北朝鮮	5.9	15.0	8.7	9.9	12.7	4.5	5.3	4.1	3.5	3.5
リトアニア	2.2	4.0	2.5	2.8	1.9	1.7	1.4	1.2	1.0	0.5
ポーランド	1.9	7.1	2.5	2.6	5.9	1.5	2.5	1.2	0.9	1.6
スロバキア	1.9	5.2	0.6	0.4	0	1.5	1.9	0.3	0.1	0
米国	0.8	2.0	1.8	2.0	1.5	0.6	0.7	0.8	0.7	0.4
トルコ	12.1	36.2	17.8	20.9	15.4	9.4	12.9	8.3	7.4	4.3
エストニア	0.5	2.4	1.2	1.3	2.5	0.4	0.8	0.6	0.5	0.7
うち独立国家共同体諸国より	70.8	134.4	106.4	148.5	204.6	54.9	47.8	49.9	52.4	56.9
アルメニア	1.7	6.1	5.5	8.5	12.6	1.3	2.2	2.6	3.0	3.5
白ロシア	5.8	11.1	0.01	0.02	15.1	4.5	4.0	0.0	0.0	4.2
グルジア	0.9	7.0	5.2	4.9	6.8	0.7	2.5	2.4	1.7	1.9
カザフスタン	1.0	2.1	2.9	3.6	7.6	0.8	0.7	1.4	1.3	2.1
モルダビア	3.7	6.7	11.9	13.3	40.7	2.9	2.4	5.6	4.7	11.3
タジキスタン	0.6	1.5	6.2	10.0	16.8	0.4	0.5	2.9	3.5	4.7
ウズベキスタン	1.5	3.5	6.1	10.1	15.5	1.1	1.3	2.9	3.6	4.3
ウクライナ	55.1	94.2	64.1	91.9	61.0	42.7	33.5	30.1	32.4	17.0

ロシア国立統計委員会編「ロシアにおける労働と就職」2003年度版。295頁より

第2表 ロシアの就労外国人市民の性別・年齢グループ別・年度別実数値

年齢グループ別	人数（千単位）			%		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
1994	129.0	115.9	13.1	100	100	100
1995	281.1	258.1	23.0	100	100	100
2000	213.3	190.5	22.8	100	100	100
2001	283.7	246.1	37.6	100	100	100
2002	359.5	272.4	87.1	100	100	100
16 - 17才						
1994	-	-	-	-	-	-
1995	1.3	1.0	0.3	0.5	0.4	1.2
2000	1.5	1.3	0.2	0.7	0.7	0.9
2001	1.9	1.6	0.3	0.7	0.6	0.8
2002	2.7	2.2	0.5	0.7	0.8	0.6
18 - 29才						
1994	35.8	32.2	3.6	27.8	27.8	27.8
1995	80.5	73.9	6.6	28.6	28.6	28.8
2000	54.1	47.7	6.4	25.4	25.0	28.1
2001	71.8	61.4	10.4	25.3	25.0	27.6
2002	80.5	60.8	19.7	22.4	22.3	22.6
30 - 39才						
1994	52.7	47.4	5.2	40.9	40.9	40.0
1995	101.0	92.7	8.3	35.9	35.9	36.1
2000	78.6	70.1	8.5	36.9	36.8	37.3
2001	107.3	92.5	14.8	37.8	37.6	39.4
2002	133.7	101.8	31.9	37.2	37.3	36.6
40 - 49才						
1994	27.8	24.8	3.0	21.5	21.4	22.5
1995	72.5	66.9	5.5	25.8	25.9	24.1
2000	55.3	49.3	5.9	25.9	25.9	25.9
2001	73.7	64.9	8.8	26.0	26.4	23.4
2002	108.5	84.6	23.9	30.2	31.1	27.5
50 - 55才						
1994	8.7	8.0	0.7	6.7	6.9	5.4
1995	18.6	17.3	1.4	6.6	6.7	5.8
2000	18.6	17.5	1.2	8.7	9.2	5.2
2001	20.6	18.3	2.3	7.3	7.4	6.0
2002	24.7	18.5	6.3	6.9	6.8	7.2
56才以上						
1994	3.3	3.0	0.4	2.6	2.6	2.7
1995	5.4	4.8	0.6	1.9	1.9	2.6
2000	5.2	4.6	0.6	2.4	2.4	2.6
2001	8.5	7.4	1.1	2.9	3.0	2.8
2002	9.4	4.6	4.8	2.6	1.7	5.5

ロシア国立統計委員会編「ロシアにおける労働と就職」2003年度。296頁より

第3表 ロシアの就労外国人市民の就労産業部門別・年度別実数値

	人数（千単位）					%				
	1994	1995	2000	2001	2002	1994	1995	2000	2001	2002
	129.0	281.1	213.3	283.7	359.5	100	100	100	100	100
工業	29.0	44.8	26.7	36.8	41.2	22.4	15.9	12.5	12.9	11.5
農業	20.7	33.0	20.1	23.7	14.9	16.0	11.7	9.4	8.4	4.1
林業	0.4	7.2	4.2	5.0	50.2	0.3	2.6	1.9	1.8	13.9
建設業	58.4	154.6	83.8	110.9	64.3	45.3	55.0	39.3	39.1	17.9
交通・通信	8.8	12.9	10.7	13.2	57.2	6.8	4.6	5.0	4.7	15.9
卸売・小売業・公共食堂	3.4	9.0	25.9	45.2	37.3	2.6	3.2	12.1	15.9	10.4
情報・計算施設	0.5	0.8	0.6	0.7	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.1
不動産取引・市場での一般商業活動	1.6	7.5	18.3	20.3	37.3	1.3	2.7	8.6	7.2	10.4
地質資源の搜索・測地・気象観察事業	1.9	5.4	3.9	4.1	3.7	1.5	1.9	1.8	1.4	1.0
公営の住宅事業・生産に直結しない日常的な住民サービス業	0.7	0.9	1.0	1.6	19.3	0.6	0.3	0.5	0.6	5.4
保健・体育・社会保障事業	0.4	0.7	0.9	1.2	2.8	0.3	0.3	0.4	0.4	0.8
教育・文化・芸術・科学・研究施設	0.6	1.3	2.4	2.7	1.9	0.5	0.4	1.1	0.9	0.5
金融・信用・保険	0.7	0.3	0.9	1.1	0.5	0.5	0.1	0.4	0.4	0.1
管理	0.8	1.0	0.6	0.3	0.02	0.6	0.4	0.3	0.1	0.0
その他	1.1	1.7	12.2	16.9	28.7	0.9	0.6	5.7	6.1	8.0

ロシア国立統計委員会編「ロシアにおける労働と就職」2003年度。297頁より

第4表の1 . 2002年度各連邦管区・地域内の外国人市民の就労産業部門別実数値(1)

各地域名	行政中心都市	人口総数 (千単位)	就労外 国人数	産業別部門					
				工業	農業・ 林業	建設業	卸業・ 小売業	市場での一般 の商業活動	その他
ロシア連邦		145181.9	359509	41238	65096	64346	37343	37274	114212
中央連邦管区		37991.0	117329	7911	21009	17552	10961	12307	47589
ベルゴロド州	ベルゴロド	1512.4	7650	254	3154	1389	17	2605	231
ブリャンスク州	ブリャンスク	1378.9	558	132	163	3	19	11	230
ウラジーミル州	ウラジーミル	1524.9	1154	19	409	436	25	24	241
ヴォロネジ州	ヴォロネジ	2379.0	4519	431	1743	398	587	1152	208
イワノヴォ州	イワノヴォ	1148.9	2988	3	365	46	2	1954	618
カルーガ州	カルーガ	1040.9	4304	856	1043	785	298	27	1295
コストロマ州	コストロマ	737.5	2256	53	643	75	721	589	175
クルスク州	クルスク	1235.6	3721	214	2010	287	298	643	269
リベック州	リベック	1213.4	2710	38	1992	76	5	443	156
モスクワ州	モスクワ	6627.0	17114	1542	1232	3321	231	25	10763
オリョール州	オリョール	860.6	2770	18	1845	532	46	212	117
リャザン州	リャザン	1228.0	2612	12	2052	254	42	111	141
スモレンスク州	スモレンスク	1050.5	3456	117	1241	532	9	323	1234
タンボフ州	タンボフ	1179.6	3713	22	1053	68	1	2453	116
トヴェーリ州	トヴェーリ	1472.6	4299	134	1102	867	18	552	1626
トゥーラ州	トゥーラ	1675.7	1178	104	443	284	7	167	173
ヤロスラヴリ州	ヤロスラヴリ	1367.7	989	28	263	354	103	132	109
モスクワ市		10357.8	51338	3934	256	7845	8532	884	29887
北西連邦管区		13986.0	68816	4445	15598	6857	5920	6692	29304
カレリア共和国	ペトロザヴォーツク	716.7	6807	56	3743	321	301	103	2283
コミ共和国	シクティフカル	1019.0	4050	402	354	934	72	245	2043
アルハンゲリスク州	アルハンゲリスク	1335.7	5923	267	2935	332	40	1434	915
ネネツ自治管区	ナリヤン・マル	41.5	1671	-	972	221	15	89	374
ヴォログダ州	ヴォログダ	1270.0	3141	103	1562	634	395	254	193
カリニングラード州	カリニングラード	955.2	6671	1567	243	452	1045	1321	2043
レニングラード州	サンクト・ペテルブルグ	1671.1	15351	734	2954	1643	254	1034	8732
ムルマンスク州	ムルマンスク	893.3	5053	54	831	101	734	462	2871
ノヴゴロド州	ノヴゴロド	694.7	1885	132	1321	122	24	13	273
プスコフ州	プスコフ	760.9	2205	74	1381	6	52	284	408
サンクト・ペテルブルグ市		4669.4	17730	1056	274	2312	3003	1542	9543

第4表の2 . 2002年度各連邦管区・地域内の外国人市民の就労産業部門別実数値(2)

各地域名	行政中心都市	人口総数 (千単位)	就労外 国人数	産業別部門					
				工業	農業・ 林業	建設業	卸業・ 小売業	市場での一般 の商業活動	その他
南方連邦管区		22914.2	26612	2947	7599	5627	384	3502	6553
アディゲ共和国	マイコーブ	447.0	90	-	-	4	7	32	47
ダゲスタン共和国	マハチカラ	2584.2	753	15	-	-	-	653	85
イングーシ共和国	ナズラニ	468.9	324	-	-	-	-	321	3
カバルディノ・バルカル共和国	ナリチク	900.5	163	42	-	18	5	42	56
カルムイク共和国	エリスタ	292.4	1328	-	864	51	7	283	123
カラチャイ・チェルケス共和国	チェルケスク	439.7	145	-	-	-	-	123	22
北オセチア共和国	ウラジカフカス	709.9	164	-	-	-	-	132	32
チェチェン共和国	グロスヌイ	1100.3	-	-	-	-	-	-	-
クラスノダル地方	クラスノダル	5124.4	7661	565	1123	3043	3	634	2293
スタヴロポリ地方	スタヴロポリ	2730.5	4348	353	1742	981	25	68	1179
アストラハン州	アストラハン	1007.2	5701	123	2045	1034	76	845	1578
ヴォルゴグラード州	ヴォルゴグラード	2702.5	2193	784	734	253	16	274	132
ロストフ州	ロストフ・ナ・ドヌー	4406.7	3742	1065	1091	243	245	95	1003
沿ヴォルガ連邦管区		31158.2	26344	1778	4774	6391	4704	5802	2895
バシコルトスタン共和国	ウファ	4102.9	5469	154	143	1893	2756	-	523
マリ・エル共和国	ヨシカル・オラ	728.0	461	5	234	1	-	204	17
モルドヴィア共和国	サランスク	888.7	622	3	28	4	15	542	30
タタールスタン共和国	カザン	3779.8	3880	254	442	1943	276	663	302
ウドムルト共和国	イジェフスク	1570.5	340	43	15	49	13	86	134
チュヴァシ共和国	チェボクサリ	1313.9	334	29	7	8	77	202	11
キーロフ州	キーロフ	1503.6	1476	11	165	79	11	1193	17
ニジェゴロド州	ニジニ・ノヴゴロド	3524.0	3537	434	762	195	891	934	321
オレンブルグ州	オレンブルグ	2177.5	1696	15	623	823	74	54	107
ベンザ州	ベンザ	1453.4	1630	265	852	18	2	362	131
ペルミ州	ペルミ	2824.4	1460	75	255	301	175	177	477
コミ・ベルミャク自治管区	クディムカル	135.9	224	2	36	2	86	2	96
サマラ州	サマラ	3239.8	2606	398	234	1023	186	242	523
サラトフ州	サラトフ	2669.3	997	36	172	45	212	354	178
ウリヤノフスク州	ウリヤノフスク	1382.3	1836	56	842	9	16	789	124
ウラル連邦管区		12381.5	47798	11788	1612	16932	3291	1072	13103
クルガン州	クルガン	1019.9	351	54	234	9	32	5	17
スヴェルドロフスク州	エカチェリンブルグ	4489.8	1508	342	119	457	75	201	314
チュメニ州	チュメニ	3265.7	41829	11305	414	15745	1217	818	12330
ハンティ・マンシ自治管区	ハンティ・マンシスク	1433.1	21479	5734	103	8201	954	654	5833
ヤマロ・ネネツ自治管区	サレハルド	507.4	14137	3826	35	5672	231	61	4312
チェリャビンスク州	チェリャビンスク	3606.1	4110	87	845	721	1967	48	442

第4表の3 . 2002年度各連邦管区・地域内の外国人市民の就労産業部門別実数値(3)

各地域名	行政中心都市	人口総数 (千単位)	就労外 国人数	産業別部門					
				工業	農業・ 林業	建設業	卸業・ 小売業	市場での一般 の商業活動	その他
シベリア連邦管区		20064.3	28287	4685	8641	4416	3649	1744	5152
アルタイ共和国	ゴルノ・アルタイスク	202.9	95	2	1	87	-	-	5
ブリヤート共和国	ウラン・ウデ	981.0	2100	431	1298	87	32	165	87
トゥヴァ共和国	キジル	305.5	292	223	-	2	23	1	43
ハカシア共和国	アバカン	546.1	225	102	11	32	43	14	23
アルタイ地方	バルナウル	2607.2	1736	2	945	204	21	321	243
クラスノヤルスク地方	クラスノヤルスク	2966.2	8172	411	1387	1234	2041	51	3048
タイミル(ドルガン・ネネツ)自治管区	ドゥジンカ	39.8	25	-	-	-	-	23	2
エヴェンキ自治管区	トゥーラ	17.7	22	-	-	-	-	21	1
イルクーツク州	イルクーツク	2581.6	4167	1765	865	543	231	474	289
ウスチオルダ・ブリヤート自治管区	ウスチ・オルディンスキー	135.3	56	-	-	-	-	53	3
ケメロヴォ州	ケメロヴォ	2900.2	2815	1176	542	104	312	165	516
ノヴォシビルスク州	ノヴォシビルスク	2692.2	2080	25	771	453	432	287	112
オムスク州	オムスク	2079.2	1077	40	531	101	42	174	189
トムスク州	トムスク	1046.0	1098	43	322	203	209	76	245
チタ州	チタ	1156.2	4430	465	1968	1366	263	16	352
アガ・ブリヤート自治管区	アギンスコエ	72.2	150	-	4	45	65	15	21
極東連邦管区		6686.7	44323	7684	5863	6571	8434	6155	9616
サハ共和国	ヤクーツク	948.1	1789	589	2	21	36	42	1099
沿海地方	ウラジオストク	2068.2	15950	1065	2821	4012	3056	2984	2012
ハバロフスク地方	ハバロフスク	1435.4	11509	1001	1131	982	2894	1934	3567
アムール州	ブラゴヴェシチェンスク	902.5	5488	2432	298	639	631	256	1232
カムチャッカ州	ペトロパヴロフスカヤ	358.8	1279	321	19	432	301	143	63
コリヤーク自治管区	バラナ	25.0	-	-	-	-	-	-	-
マガダン州	マガダン	182.7	3049	1324	421	87	632	342	243
サハリン州	ユジノ・サハリンスク	546.5	3929	875	598	398	432	302	1324
ユダヤ自治州	ピロビジャン	190.9	1330	77	573	-	452	152	76
チェクチ自治管区	アナディル	53.6	-	-	-	-	-	-	-

高松大学紀要

第 42 号

平成16年 9月25日 印刷

平成16年 9月28日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841 - 3255
FAX (087) 841 - 3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1 - 8 - 10
TEL (087) 833 - 5811